

各論編

※事業内容における各表の計数は、各期ごとに表示単位未満を切り上げていますので、合計が合わない場合があります。

第7章

基本目標への取組

- 1 思いやりのある安心できるまちをめざして
- 2 うるおいのある安全で快適なまちをめざして
- 3 にぎわいとふれあいのある躍動するまちをめざして

各論編 掲載項目の見方

▶▶▶ 施策分野

1 保健医療

現状と課題

本区は近年、子育て世代といわれる30代から40代の人口が著しく増加しており、乳幼児の人口も増加しています。こうした中、母と子の健康の確保をはじめ、生活習慣を身につけ、日本人の死因の上位を占める「がん」「心疾患」「脳血管病」を予防し、高齢になっても健康でいられるよう、生涯を通じた健康づくりが母と子の健康については、出産や子育てに対する不安感・孤立感などを解消す幼児期までの母子に対する「こころ」と「からだ」の両面から継続した健康支援をします。

健康増進に関しては、国が平成24(2012)年7月に「健康日本21(第2次)」をフステージに応じて健やかでこころ豊かに生活できる社会の実現を目指した基本です。わが国は平成22(2010)年に高齢化率が23.0%に達し、「平成24年版高齢社会47(2035)年には全人口の3人に1人が65歳以上に達することが予測されています。高齢化率は、現在16.4%(平成24(2012)年4月1日時点)ですが、既に2年後、高齢化率も確実に上昇していくものと見込まれることから、現在の若壮年層の区民が高齢期を迎える20年後、30年後を見据え、すべての区民が生涯健康で、計画的な対策が必要です。

健康づくりの基本のひとつに、正しい食生活を習得し実践していくことがあり、環境の変化に伴い、家庭における子どもへの食育機会の減少や、食生活の乱れなどが懸念されていることから、世代に応じた食育を積極的に取り組む必要があります。

国内で、年間3万人以上の方が自殺で亡くなっている状況が続く中、国は平成「自殺総合対策大綱」を見直し、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、認められることのない社会の実現を目指す自殺対策の指針を示しています。自殺・仕事などさまざまな要因があり、また、うつ病などの精神疾患と関連する「こころの健康」を含めた総合的な取組が必要です。

感染症対策に関しては、平成24(2012)年5月に公布された「新型インフルエンザ」に基づき、発生時の被害を最小限に抑えるための体制強化を図るとともに、する正しい知識の普及啓発や予防接種の実施などを通じて、区民の命と健康を守ることがあります。

今後の方向性

- 関係機関と連携したサポート体制を強化し、母と子の健康の確保・増進を図り
- 普及啓発活動や相談体制を充実させ、区民の「こころ」と「からだ」の健康増進を図る
- 新型インフルエンザの発生などの健康危機に対応するため、区民の命と健康を守る

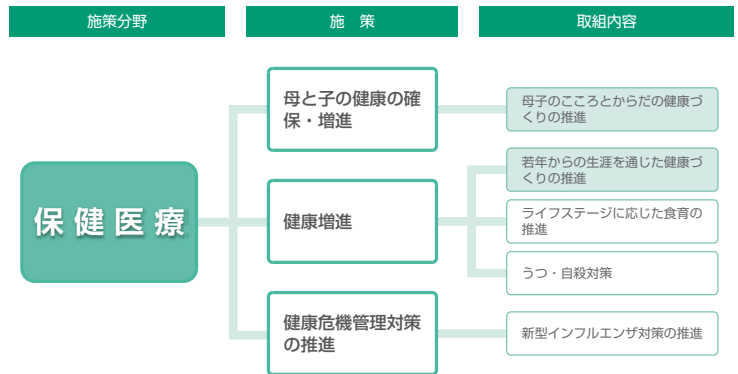
施策分野の名称

国等の動向や本区の状況を踏まえて、施策分野に関わる現状と課題を記述しています。

現状と課題を踏まえ、本区がどのような方向性で課題解決を行うかを記述しています。

施策分野ごとに、具体的にどのような施策展開を行うかを、樹形図で示しています。

施策の体系



施策

1 保健医療 1-1 母と子の健康の確保・増進

施策の目的（目指す姿）

- 妊娠期から幼児期までのきめ細かで一貫した母子の健康支援体制のもと、出産が軽減され、安心して子育てできる環境が整っています。

施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標
			前期終了時 (平成29年度)
母子保健事業を通じた母子の状況把握	3～4カ月児までの母子の状況把握率	98.6%	100%

現状と課題

- 本区の0歳児人口は、平成24（2012）年1月1日現在で1,338人を数え、平成19時点の977人から、5年間で36.9%増加しており、区の推計では、0歳児人口は増え続けることが見込まれています。本区では、これまで、子どもや子育て支援として、パパママ教室（両親学級）やプレママ教室（母親学級）、出産後の新生児健康診査などの母子保健事業を通じて育児不安の軽減を図ってきました。さらに妊娠期健康診査までの間にスクリーニング方式による全数に近い家庭の状況を把握し、「こころ」と「からだ」の両面から子育て家庭へのサポートを進めてきました。

施策を取り巻く現状と、本区が対応すべき課題について記載しています。

樹形図を用いて課題と課題を解決するための考え方、その具体的手段となる取組内容との対応関係を明らかにしています。

課題解決のための具体的手段となる取組の内容を記載しています。

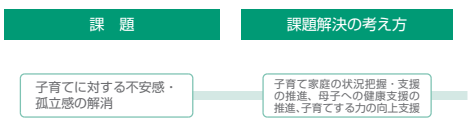
計画事業として位置付ける取組について、事業目標と事業計画、事業費を記載しています。

施策の名称

施策の推進によって、計画の目標年度である平成34年度に区がどのような状態になっているかを、目指す姿として記載しています。

施策の目的の達成状況を定量的に表しているものを指標として示し、その現状値と目標値を記載しています。

課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の取組

母子のこころとからだの健康づくりの推進【計画事業】
 妊娠届の際の子育て環境に関するアンケート、すべての新生児訪問ができなかった母子を対象とした「ママとベビーのはじめ」母子の状況把握、妊婦健康診査や各種の乳幼児健康診査などの歳児の母子の状況把握についても充実し、育児不安の更なる解消。さらに、パパママ教室（両親学級）やプレママ教室（母親学級）のほか、相談支援等の取組についても充実し、子育ての正しい知識や子どもの事故防止の普及啓発、出産・子育てに向けた仲間づくりなど、保護者の子育てする力の向上についても取り組んでいます。

事業内容

1 母子のこころとからだの健康づくりの推進

事項	事業目標	前期（25～29年度）
・新生児訪問等における母子の状況把握（全数把握：延べ 14,520人） ・1歳6カ月児における母子の状況把握		・0歳児推計人口 延べ 7,1
		・1歳6カ月児推計人口

第 1 節

思いやりのある 安心できるまちをめざして

1 生涯をいきいきと暮らすために

保健医療

障害者福祉

高齢者福祉

生活保護・援護

生活衛生

2 健やかな子どもを育むために

子育て支援

3 思いやりとふれあいのあるまちのために

福祉のまちづくり

男女共同参画

1 保健医療

現状と課題

本区は近年、子育て世代といわれる30代から40代の人口が著しく増加しており、また、出生数および乳幼児の人口も増加しています。こうした中、母と子の健康の確保をはじめ、子どもの頃から正しい生活習慣を身につけ、日本人の死因の上位を占める「がん」「心疾患」「脳血管疾患」などの生活習慣病を予防し、高齢になっても健康でいられるよう、生涯を通じた健康づくりが求められています。

母と子の健康については、出産や子育てに対する不安感・孤立感などを解消するため、妊娠期から幼児期までの母子に対する「こころ」と「からだ」の両面から継続した健康支援を行う必要があります。

健康増進に関しては、国が平成24(2012)年7月に「健康日本21(第2次)」を策定し、国民がライフステージに応じて健やかでこころ豊かに生活できる社会の実現を目指した基本的な方針を示しています。わが国は平成22(2010)年に高齢化率が23.0%に達し、「平成24年版高齢社会白書」では、平成47(2035)年には全人口の3人に1人が65歳以上に達することが予測されています。一方、本区における高齢化率は、現在16.4%(平成24(2012)年4月1日時点)ですが、既に2万人を超えており、今後、高齢化率も確実に上昇していくものと見込まれることから、現在の青壮年層である30代から40代の区民が高齢期を迎える20年後、30年後を見据え、すべての区民が生涯健康でいられるための長期的・計画的な対策が必要です。

健康づくりの基本のひとつに、正しい食生活を習得し実践していくことがあります。食を取り巻く環境の変化に伴い、家庭における子どもへの食育機会の減少や、食生活の乱れに起因する生活習慣病などが懸念されていることから、世代に応じた食育を積極的に取り組む必要があります。

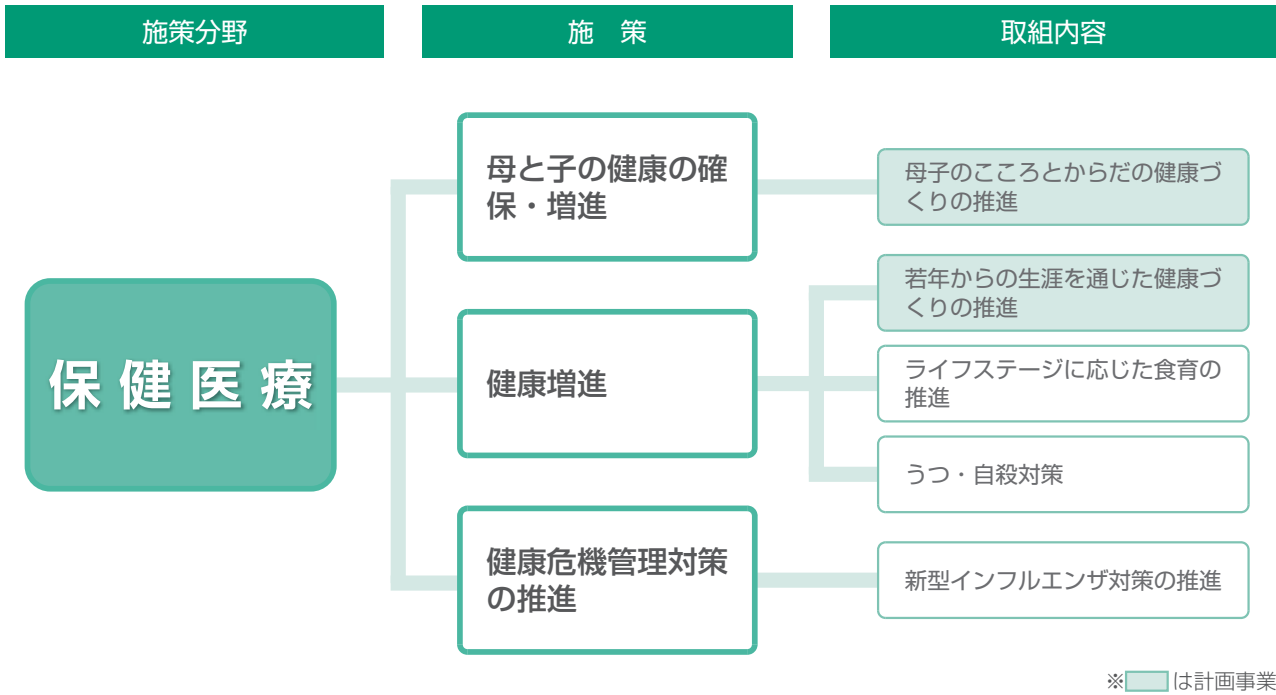
国内で、年間3万人以上の方が自殺で亡くなっている状況が続く中、国は平成24(2012)年8月に「自殺総合対策大綱」を見直し、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す自殺対策の指針を示しています。自殺の背景には健康・生活・仕事などさまざまな要因があり、また、うつ病などの精神疾患と関連することが多いことから、「こころの健康」を含めた総合的な取組が必要です。

感染症対策に関しては、平成24(2012)年5月に公布された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、発生時の被害を最小限に抑えるための体制強化を図るとともに、普段から感染症に対する正しい知識の普及啓発や予防接種の実施などを通じて、区民の命と健康を守る対策を推進する必要があります。

今後の方向性

- 関係機関と連携したサポート体制を強化し、母と子の健康の確保・増進を図ります。
- 普及啓発活動や相談体制を充実させ、区民の「こころ」と「からだ」の健康増進を図ります。
- 新型インフルエンザの発生などの健康危機に対応するため、区民の命と健康を守る対策を推進します。

施策の体系



1-1

1 保健医療

母と子の健康の確保・増進

施策の目的（目指す姿）

- 妊娠期から幼児期までのきめ細かで一貫した母子の健康支援体制のもと、出産・育児に対する不安が軽減され、安心して子育てできる環境が整っています。

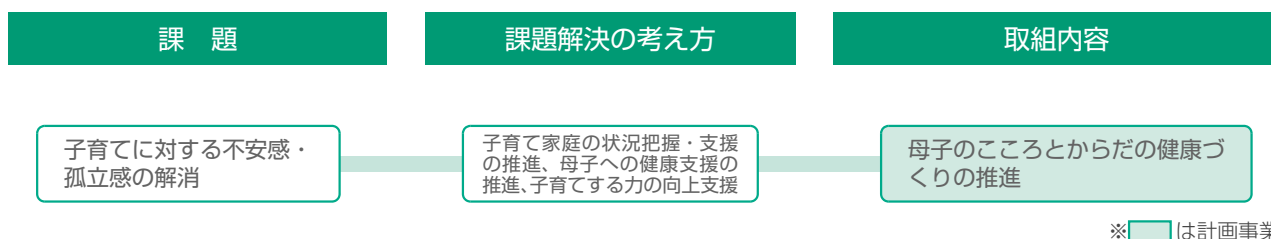
施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内 容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
母子保健事業を通じた母子の状況把握	3～4カ月児までの母子の状況把握率	98.6%	100%	100%

現状と課題

- 本区の0歳児人口は、平成24(2012)年1月1日現在で1,338人を数え、平成19(2007)年1月1日時点の977人から、5年間で36.9%増加しており、区の推計では、0歳児人口は平成29(2017)年まで増え続けることが見込まれています。本区では、これまで、子どもや子育てをする親への支援として、パパママ教室(両親学級)やプレママ教室(母親学級)、出産後の新生児訪問、乳幼児健康診査などの母子保健事業を通じて育児不安の軽減を図ってきました。さらに妊娠届から3～4カ月児健康診査までの間にスクリーニング方式による全数に近い家庭の状況を把握しながら、子どもと親の「こころ」と「からだ」の両面から子育て家庭へのサポートを進めてきました。
- 本区では、核家族化が進行し、マンション居住者が増加していることから、子育てに対する不安感や孤立感の解消をより一層推進していく必要があります。子育てに必要な知識の普及や健診を通じた母と子の健康支援により、親のメンタルヘルスや子育てに課題のある家庭、虐待や発達障害などを把握し、関係機関と連携しながら、母と子の健康の確保・増進を図る必要があります。

課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の取組

母子のこころとからだの健康づくりの推進【計画事業1】

妊娠届の際の子育て環境に関するアンケート、すべての新生児を対象とする「新生児訪問指導」、訪問ができなかった母子を対象とした「ママとベビーのはじめて教室」等のスクリーニングによる母子の状況把握、妊婦健康診査や各種の乳幼児健康診査などの健康支援に加え、1歳6カ月児と3歳児の母子の状況把握についても充実し、育児不安の更なる解消を図ります。

さらに、パパママ教室（両親学級）やプレママ教室（母親学級）のほか、相談支援等の取組についても充実し、子育ての正しい知識や子どもの事故防止の普及啓発、出産・子育てに向けた仲間づくりなど、保護者の子育てする力の向上についても取り組めます。

母子保健事業を通じて、親のメンタルヘルスや子育てに課題があり支援が必要な家庭を把握し、関係機関および関係部署との情報共有・連携を図りながら支援を行います。また、必要に応じて、「子ども家庭支援センター」や「子ども発達支援センター」（仮称）が実施する児童虐待防止や早期の発達支援への取組につなげ、すべての子どもの健全な育成を推進します。



パパママ（両親）学級

事業内容

1 母子のこころとからだの健康づくりの推進

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新生児訪問等における母子の状況把握 (全数把握：延べ 14,520人) ・ 1歳6カ月児における母子の状況把握 (全数把握：延べ 14,457人) ・ 3歳児における母子の状況把握 (3歳児健診受診実施と合わせ全数把握：延べ 13,829人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳児推計人口 延べ 7,513人 ・ 1歳6カ月児推計人口 延べ 7,254人 ・ 3歳児推計人口 延べ 6,452人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳児推計人口 延べ 7,007人 ・ 1歳6カ月児推計人口 延べ 7,203人 ・ 3歳児推計人口 延べ 7,377人
事業費	1,914	957	957



施策の目的（目指す姿）

- 区民が自らの健康に関心を持ち、生活習慣病予防に対する正しい知識や、主体的な健康づくりに向けた意識が浸透しています。
- 子どもの頃からの正しい食習慣や、食を通じた豊かな人間性をはぐくむ意識が浸透しています。
- 自らのこころの不調に早期に気づき対応できる知識が浸透するとともに、身近にいる人の不調に気づき、相談につなげる環境が整っています。

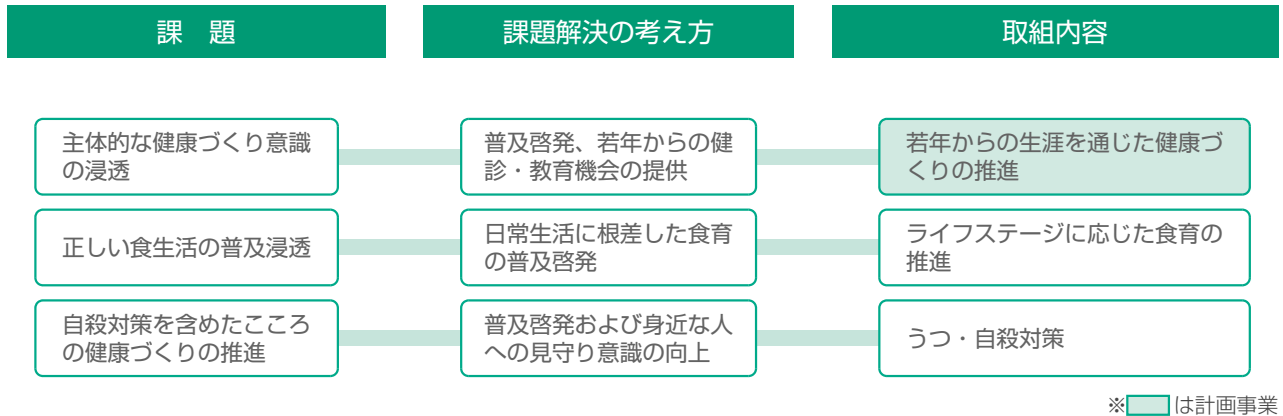
施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
健康診査を受けていない人の割合	中央区政世論調査による健康診査未受診者数	24.2%	20.5%	17.0%

現状と課題

- 平成20（2008）年度から、40歳以上の国民健康保険加入者を対象に特定健康診査を実施していますが、受診率は34%前後で推移しており、受診率の一層の向上を図る必要があります。
- 「平成23年度中央区民の健康・食育に関する意識調査」（以下、「平成23年度意識調査」という。）では、40歳以下の若年層にも「肥満」や「低体重」などの傾向が認められています。若年期を含むすべての年代の方に対して、定期的な健康チェックや主体的な健康づくりなど、自らの健康状態を管理する意識の浸透を図る必要があります。
- 平成23年度意識調査では、全般的に食習慣に関する正しい知識が欠如しており、若年層においては「欠食」や「孤食」といった傾向が見られることから、正しい食生活の普及浸透を図る必要があります。
- 平成23年度意識調査では、この1年間に死にたいと考えたことがあると回答した割合は、10.1%（有効回収数862）となっており、自殺対策を含めたこころの健康づくりを推進していく必要があります。

課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の実践

(1) 若年からの生涯を通じた健康づくりの推進【計画事業2】

特定健診や各種がん検診の未受診者への受診勧奨のほか、さまざまな機会を捉えて、食習慣をはじめ、運動、喫煙、飲酒などの生活習慣や歯と口の健康に関する正しい知識の普及啓発を行い、区民一人ひとりが主体的に生活習慣病予防に取り組むよう意識の向上・改善を図ります。

また、特定健診対象前の健康診査を受ける機会の少ない40歳未満の区民に対しても、30歳・35歳の機会を捉えて健康診査と健康教育によって個別に勧奨し、自らの健康状態を見直す機会を提供し、特定健診の受診につなげて若年期からの健康的な生活習慣の継続を支援します。



生活習慣病予防事業
30・35 (サンマル・サンGO!) 健康チェック

(2) ライフステージに応じた食育の推進

ライフステージに応じた内容で食生活に関する正しい知識の普及を図るとともに、食を構成する「作る」「楽しむ」といった側面にも着目し、体験を通じた食育の推進を図ります。とりわけ、幼い頃からの健全な食生活の確立が将来の健康づくりにつながることから、生活の基盤をなす家庭における「家族との共食」を柱とする子どもへの食育を推進します。



啓発リーフレット
「生活習慣病予防リーフレット」

(3) うつ・自殺対策

睡眠や運動などのストレス対処法や、うつ・自殺との関連性の高いアルコール依存症予防のための飲酒習慣などの正しい知識の普及啓発を充実し、こころの病気の予防を推進します。

うつや自殺の要因の解決に向けた相談・支援を充実し、身近な人の「からだところの限界サイン」に気づき、必要な相談窓口につなげるなどの対応が取れる「ゲートキーパー」の養成講座を実施します。また、区内関係機関等で構成される中央区自殺対策協議会において交わされた意見の内容を区の自殺対策に反映させ、総合的な自殺対策を実施します。

事業内容

2 若年からの生涯を通じた健康づくりの推進

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事項	<ul style="list-style-type: none">・各種健康診査の実施・自らの健康を確認する機会の提供	<ul style="list-style-type: none">・各種健康診査の実施・特定健診前の健康診査・健康教育の実施	同 左
事業費	3,155	1,578	1,578

1-3

1 保健医療

健康危機管理対策の推進

施策の目的（目指す姿）

- 区民が感染症に対する正しい知識をもち、流行状況に応じた予防や対応を講じることができています。
- 新型インフルエンザや同様の危険性を持つ新興感染症や再興感染症の発生時に、感染の拡大を最小限に抑え、区民の命と健康を守る体制が整っています。

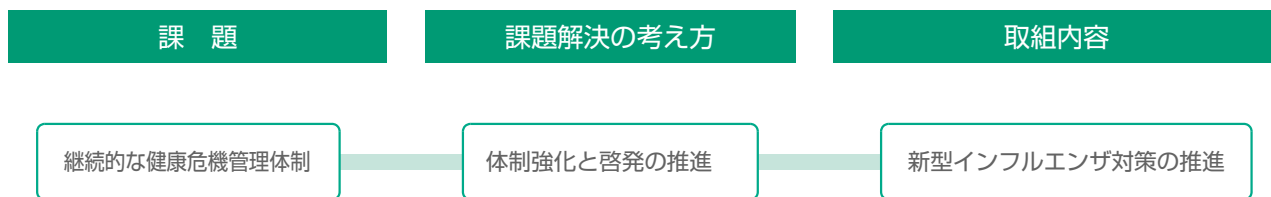
※新興感染症：局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症で、20年間に新しく認識された感染症（世界保健機関（WHO）発表）

※再興感染症：既知の感染症で、既に公衆衛生上の問題とならない程度までに患者が減少していた感染症のうち、20年間以内に再び流行し始め、患者数が増加したもの（世界保健機関（WHO）発表）

現状と課題

- 本区では、平成23（2011）年度に改定された国の「新型インフルエンザ対策行動計画」および東京都の「新型インフルエンザ保健医療体制ガイドライン」の改定を踏まえ、「中央区新型インフルエンザ行動計画」の改定を行い、新たに本区の保健医療体制の内容を盛り込み発生状況に応じた体制を構築してきました。今後も、国や東京都の新たな行動計画と整合を図り、発生時に迅速かつ的確な対応を図ることが求められています。
- 本区では、新型インフルエンザ等の感染症の国内外の発生状況や、区内における食中毒や水道水等に起因する健康被害に関して、警察署・消防署および医療関係団体により構成される「中央区健康危機管理対策関係機関連絡会議」を設置して、平時から関係機関との情報共有とともに情報発信を行っています。引き続き、円滑な連携体制の維持・徹底を図る必要があります。

課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の取組

新型インフルエンザ対策の推進

新型インフルエンザ等対策特別措置法への対応を図るため、「中央区新型インフルエンザ対策行動計画」を改定し、区民の命と健康を守る体制の強化を図ります。また、東京都や区内医療機関等と協力・連携を図りながら、相談体制や医療体制などのより一層の充実を図るとともに、区民に対する正しい知識と感染予防策の普及啓発、必要な資機材の備蓄を推進します。

さらに、区、関係機関により構成する「中央区健康危機管理対策関係機関連絡会議」を通じて、情報共有・連携体制の維持・徹底を図ります。



新型インフルエンザ実地訓練

2 障害者福祉

現状と課題

わが国においては、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、障害者制度の見直しが進められています。近年では、障害者自立支援法や児童福祉法が平成24(2012)年4月に改正されるとともに、同年6月には障害者総合支援法が公布され、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため新たな障害者施策を講ずるものとしています。

本区においては、平成24(2012)年3月に「第三次中央区保健医療福祉計画(改訂)」を策定し、「親力」の強化、「区の情報発信力・受信力」の強化、「地域力」の強化の3つの視点をもとに、個人のライフステージに応じた施策推進を行っています。今後も、国の障害者制度の改革を踏まえて、区の特性に応じた障害者施策を展開することが求められます。

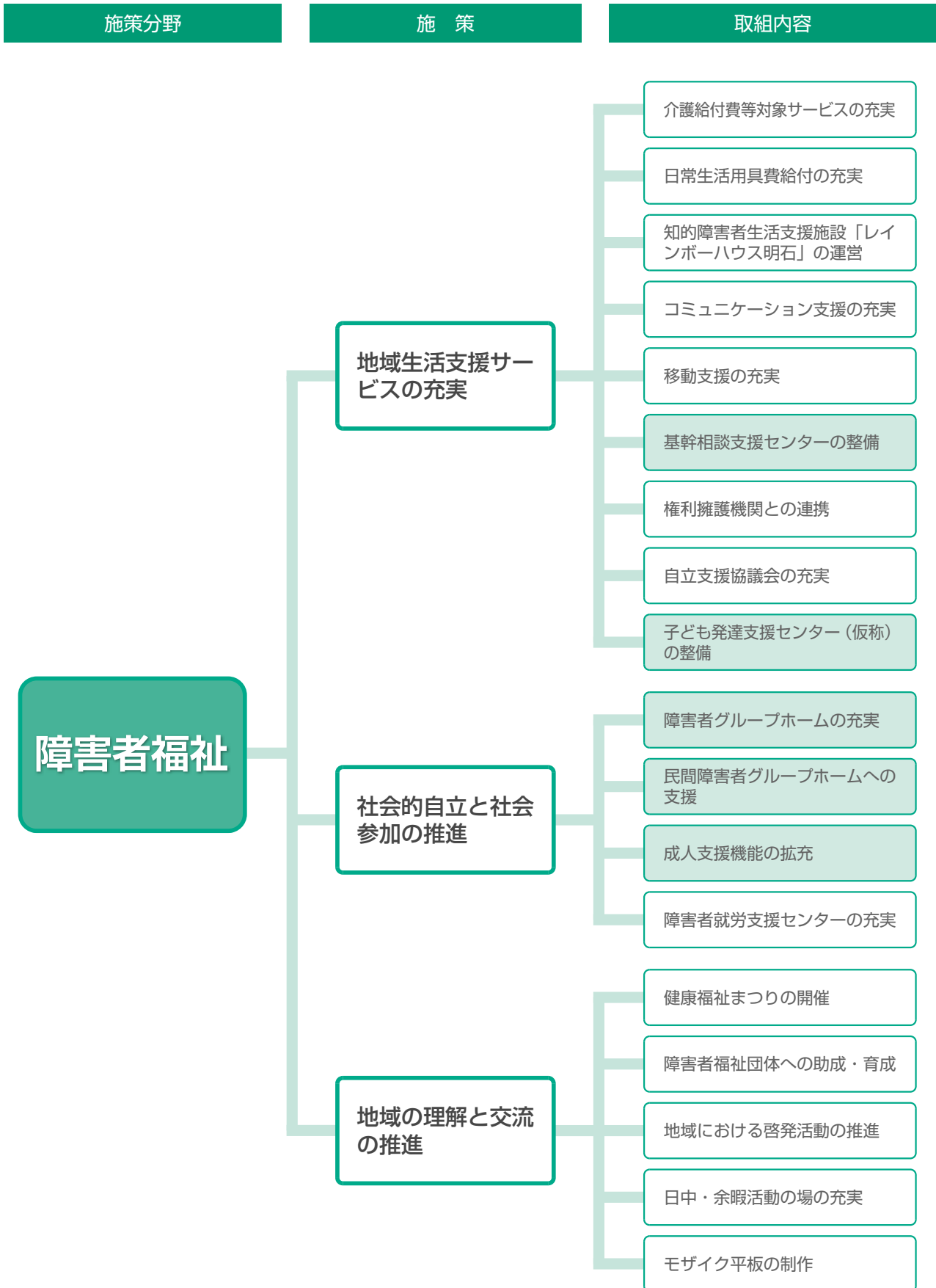
本区はこれまで、障害のある方が、喜びと生きがいをもって働いたり地域で活動できるよう社会的自立と社会参加の推進を図るとともに、自立支援給付や地域の特性に応じた地域生活支援事業などの各種サービスを実施してきました。今後も、多様なニーズに対応するために、就労支援の促進や総合的な相談支援体制の一層の充実、日常生活における障害福祉サービスの質等を向上させていく必要があります。

また、近年増加傾向にある発達障害児について、地域で安心して学び成長していけるよう、就学前・学齢期および将来の社会生活まで発達状況に応じた一貫した支援が求められています。

今後の方向性

- 障害のある方が、年齢や障害種別にかかわらず、一貫した支援が受けられる体制を整備するとともに、生活支援のサービスが受けられるよう、基盤施設の整備・充実を図るとともに、各種サービスの拡充を進めます。
- 障害のある方が地域で自立し、充実した生活を送ることができるよう、居住の場の整備や就労支援の充実を図ります。
- 区民が障害のある方を理解し、すべての人々がお互いの人格と個性を尊重して支え合う地域社会を実現するため、地域における啓発活動を推進するとともに、障害のある方の活動機会の充実を図ります。

施策の体系



※ は計画事業

2-1

2 障害者福祉

地域生活支援サービスの充実

施策の目的（目指す姿）

- 生活全般に及ぶサービスを調整するケアマネジメント体制が整備され、充実した相談支援が受けられる環境が整っています。
- 訪問系サービス・日中活動系サービスおよび居宅系サービスなど障害種別にかかわらず地域生活を支援するためのサービスを受けることができる環境ができています。

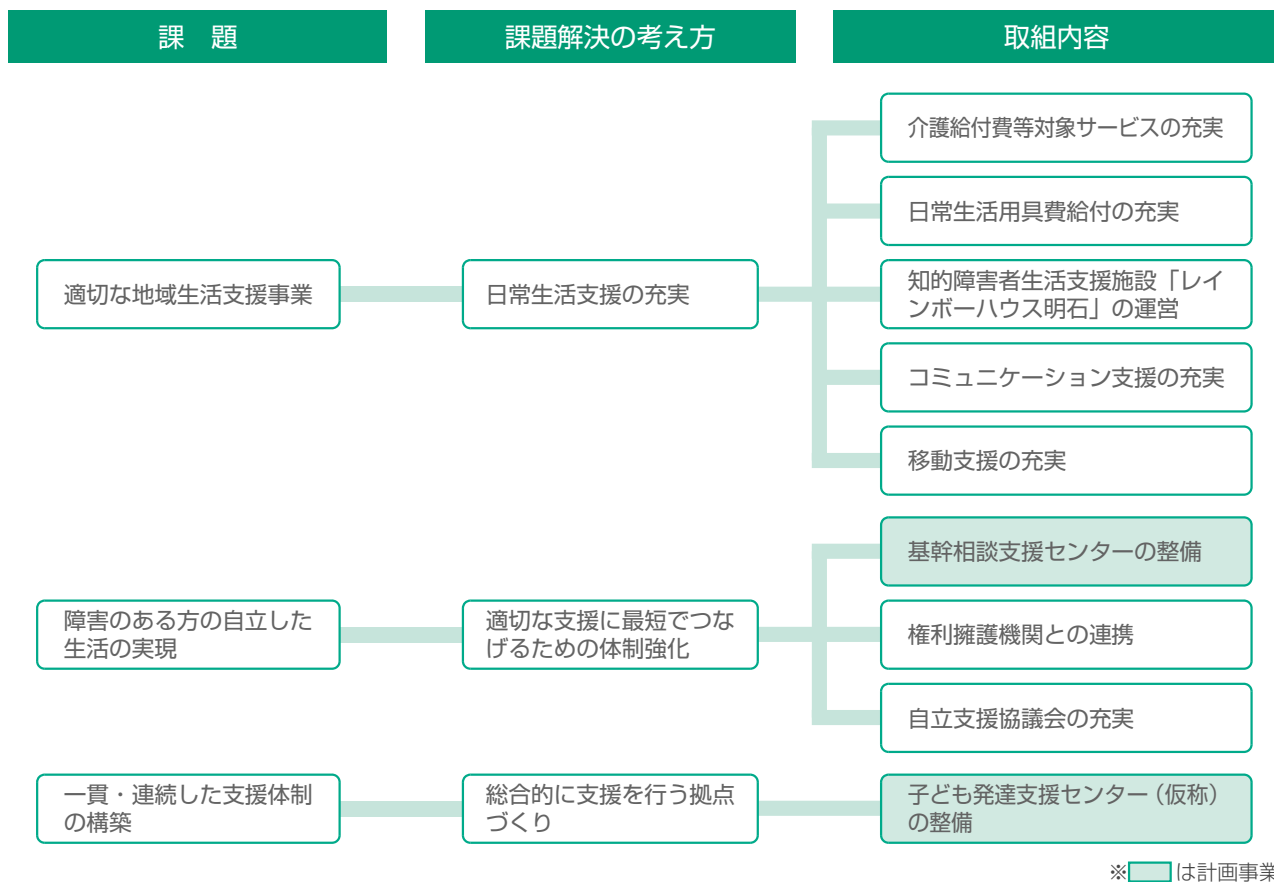
施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
相談延べ人数	障害福祉関係の相談延べ人数	4,348人	5,200人	6,500人

現状と課題

- 障害福祉サービスを必要とする方が増えていることから、既存の障害福祉サービスの質の向上を図るとともに、本区の地域特性を踏まえた地域生活支援事業を適切に提供していく必要があります。
- 本区ではこれまで、障害のある方が地域で自立した生活を送るために、相談支援体制を充実させてきましたが、高次脳機能障害への専門相談や精神障害者の地域定着支援など一部支援に不足がある状況です。地域における相談支援体制を強化し、障害者等の相談、情報提供、助言を行い、地域の相談事業者間や関係機関の連携の中心となる総合的な相談支援体系を整備する必要があります。
- 障害者の範囲が見直され、難病の一部や発達障害者（児）が含まれることが明確化されたことを踏まえ、就学中も含めた一貫・連続した支援体制の中核となり、関係機関と連携を図りながら、障害種別にかかわらず総合的に支援を行う拠点づくりを検討する必要があります。

課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の取組

(1) 介護給付費等対象サービスの充実

障害のある方が日常生活を送る上で必要な支援を行います。

(2) 日常生活用具費給付の充実

在宅で重度障害のある方の日常生活を支援するため、日常生活用具購入費および住宅設備改善費の給付を行います。

(3) 知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」の運営

18歳以上の知的障害のある方を対象に、本人の自立促進を図るため、居住の場の提供や日常生活における指導・訓練等を行い、施設でのさまざまな活動を通じて、地域やボランティアとの交流ができる場としていきます。また、障害のある方（小学校就学年齢児以上）を対象とした短期入所や通所事業を行います。



レインボーハウス明石なないろ祭

(4) コミュニケーション支援の充実

聴覚障害のある方等の社会生活の円滑化と社会参加の拡大を図るため、手話通訳者および要約筆記者を派遣します。

(5) 移動支援の充実

障害のある方の社会生活に不可欠な外出や社会参加のための移動を支援します。リフト付バスの運行やハンディキャブの貸出等を引き続き行うとともに、コミュニティバスの有効活用や区民同士の支え合いによる移動支援の新たな仕組みづくりに向けた取組を進めます。

(6) 基幹相談支援センターの整備【計画事業3】

年齢、障害種別にかかわらずすべての障害のある方の総合的な相談・サービス等利用計画作成に加え、虐待防止に向けた取組の推進などを実施する「基幹相談支援センター」を整備します。

(7) 権利擁護機関との連携

成年後見支援センター「すてっぷ中央」と連携し、障害のある方が地域で安心して生活できるよう支援します。

(8) 自立支援協議会の充実

地域における障害者等への支援体制に関して、障害のある方や家族、障害福祉に関わる事業者等から出された課題を共有し、社会資源の充実、地域の連携・協力のあり方や方向性について具体的な協議をし、先進的な取組等を行います。

(9) 子ども発達支援センター（仮称）の整備【計画事業4】

発達障害を含む障害児とその家族に対して、就学前・学齢期および将来の社会生活に向けての一貫した支援を行う中核的な支援施設「子ども発達支援センター（仮称）」を整備し、教育センターや保健所等との連携のもとで、児童発達支援事業、重度障害児支援事業、放課後等デイサービス、保育園・幼稚園・学校等訪問支援などを実施します。

事業内容**3 基幹相談支援センターの整備**

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事項	基幹相談支援センターの整備 1カ所	基幹相談支援センターの整備 1カ所	—
事業費	8	8	—

4 子ども発達支援センター（仮称）の整備

（単位：百万円）

	事業目標	事業計画	
		前期（25～29年度）	後期（30～34年度）
事 項	子ども発達支援センター（仮称） の整備 1カ所	子ども発達支援センター（仮称） の整備 1カ所	—
事業費	132	132	—

2-2

2 障害者福祉

社会的自立と社会参加の推進

施策の目的（目指す姿）

- 障害者グループホーム等の施設や日中活動などの支援体制が整備され、障害のある方が地域で充実した生活を送れています。
- 障害者就労支援の促進・強化が図られ、障害のある方が喜びと生きがいをもって働くことや社会参加ができています。

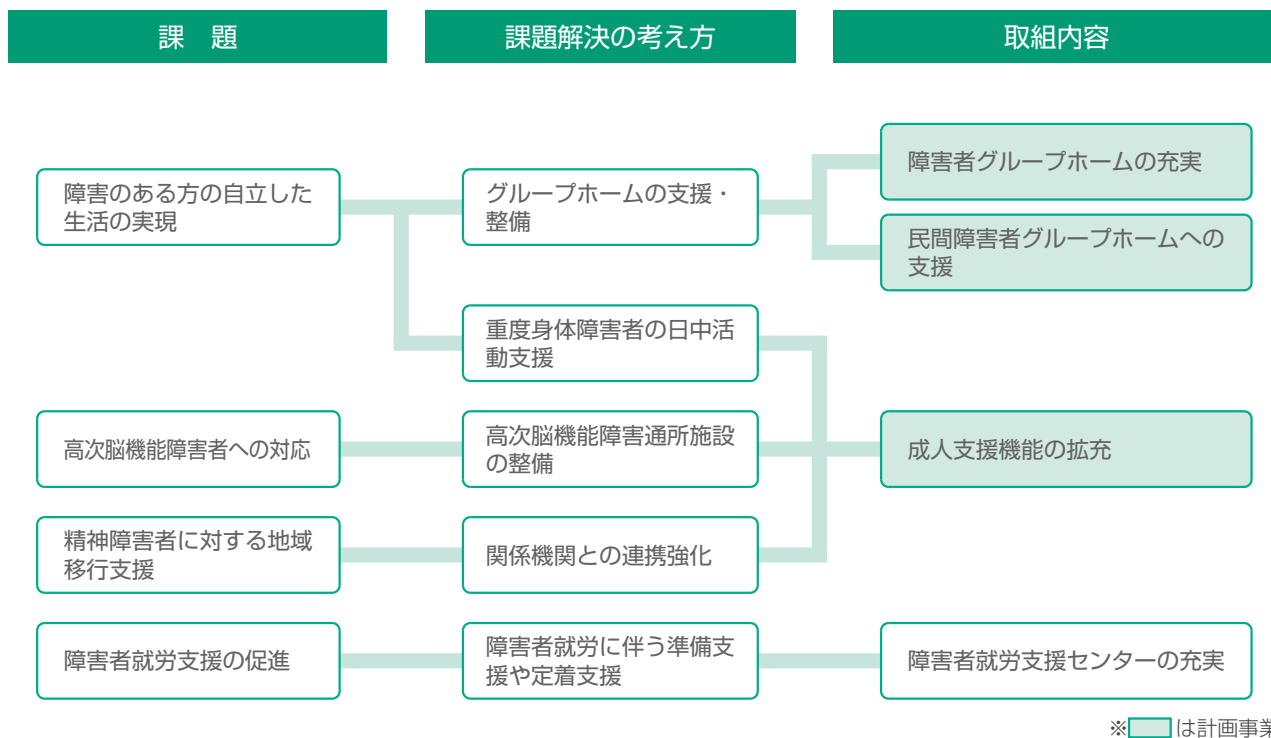
施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
精神障害者地域活動支援センターの利用登録者数	1日の利用登録者数	—	40人	60人
福祉施設から企業等への就労移行者数	福祉施設利用者のうち企業等への就職者数(年間)	5人	27人以上	27人以上

現状と課題

- 障害のある方が地域で充実した生活を送ることができるよう、グループホームなどの居住の場や日中活動の場の一層の整備が必要です。特に、重度身体障害者は、グループホームが未整備の状況にあり、都立施設の定員超過に伴う区へのニーズとともに、自宅で生活している潜在的な対象者も多いと見られており、障害の程度に応じた受入体制の基盤整備の検討が必要です。
- 高次脳機能障害者の多くは、介護保険法や障害者自立支援法に基づくサービスの対象者となっていますが、介護保険法のサービスには高齢者を想定したプログラムが多いため若年者がなじめない背景もあり、障害者自立支援法を基本として、当事者や家族をサポートする統一的な体制づくりが必要です。
- 精神障害者の地域移行や居場所の拠点が未整備のため精神障害者が日常生活を安心して過ごせる場や、当事者の家族が相談できる場を整備することが求められています。
- 障害のある方一人ひとりのニーズや適性・能力に応じたきめ細かな就労支援が求められています。

課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の取組

(1) 障害者グループホームの充実【計画事業5】

知的障害者グループホーム「フレンドハウス京橋」を運営するとともに、重度身体障害者など障害のある方の居住の場の整備に向けた取組を進めます。

(2) 民間障害者グループホームへの支援【計画事業6】

障害のある方の自立した地域生活を支援するため、社会福祉法人等が知的障害者や精神障害者のグループホームを円滑に運営できるよう助成を行います。

(3) 成人支援機能の拡充【計画事業7】

重度身体障害者および高次脳機能障害者の通所施設や、精神障害者の日中活動支援などを目的とする精神障害者地域活動支援センターを整備し、新たな支援ニーズにも対応できるサービスを提供します。

また、精神障害者の地域生活への移行促進については、医療機関や保健所等と連携強化を図りながら支援を行います。

(4) 障害者就労支援センターの充実

障害のある方が仕事への意欲や能力を生かし、地域で安心して働き続けられるよう、就労の準備や訓練、働く場の確保のための支援を着実にを行います。



障害者就労支援センター相談風景

事業内容

5 障害者グループホームの充実

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期(25～29年度)	後期(30～34年度)
事項	知的障害者グループホームの運営	知的障害者グループホームの運営	同 左
事業費	176	88	88

6 民間障害者グループホームへの支援

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期(25～29年度)	後期(30～34年度)
事項	民間障害者グループホームへの支援 6事業所	民間障害者グループホームへの支援 6事業所	同 左
事業費	277	139	139

7 成人支援機能の拡充

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期(25～29年度)	後期(30～34年度)
事項	・精神障害者地域活動支援センターの整備 1カ所 ・高次脳機能障害通所施設の整備 1カ所	・精神障害者地域活動支援センターの整備 1カ所 ・高次脳機能障害通所施設の整備 1カ所	—
事業費	80	80	—

地域の理解と交流の推進

施策の目的（目指す姿）

- 障害のある方と地域住民とが楽しく触れ合えるような交流の機会が拡充し、障害者理解が深まることで、障害のある方が地域の中で安心して暮らし、すべての人々がお互いの人格と個性を尊重して支え合う地域社会が実現されています。
- 福祉施設等の場においてボランティアの受け入れを促進し、地域ぐるみで連携しながら、障害のある方への支援や障害を正しく理解する土壌が醸成されています。

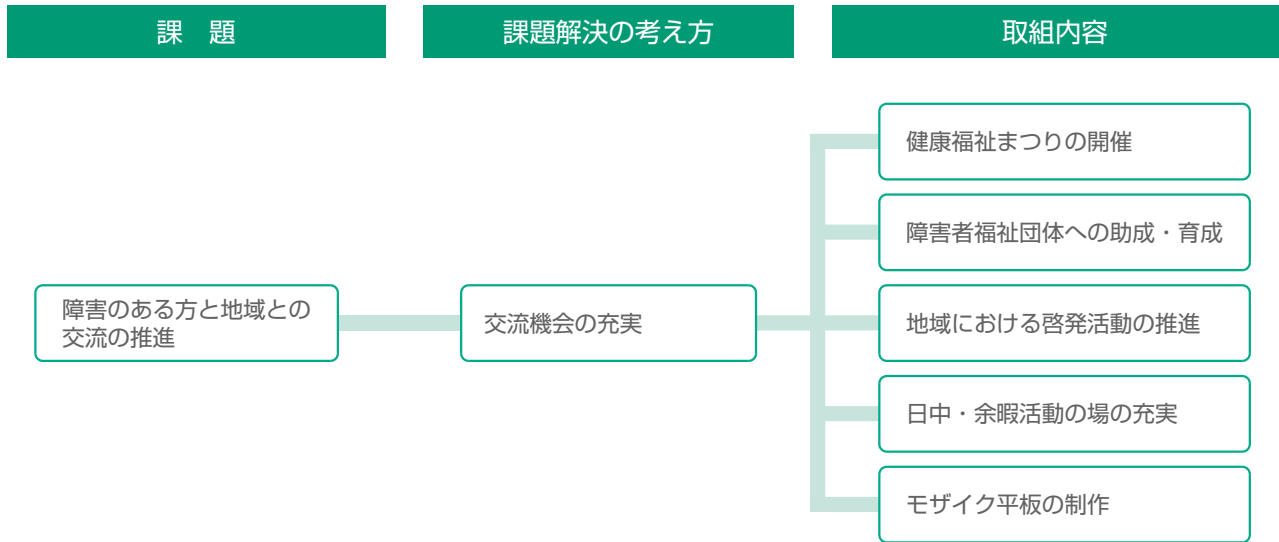
施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内 容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
健康福祉まつりの参加 団体数	—	78団体	90団体	100団体

現状と課題

- 障害者同士のレクリエーションや、地域住民等と触れ合える機会を拡充し参加を促すとともに、障害のある方と地域の交流や理解が深まるよう支援し、地域ネットワークを広げていくことが必要です。
- 地域の障害者理解を深め、支援の協力体制を強化していくために、障害のある方が社会で活動できる機会を提供する環境を整備することが必要です。

課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の実践

(1) 健康福祉まつりの開催

健康と福祉のまちづくりを推進するため、中央区健康福祉まつり実行委員会、中央区、中央区社会福祉協議会の共催による健康福祉まつりを開催し、地域で生活する障害のある方、高齢者、ボランティア等すべての方々の参加により、相互の理解と親睦を深めます。



健康福祉まつり

(2) 障害者福祉団体への助成・育成

障害のある方への理解や社会参加の促進を図るため、障害者団体の活動を支援するとともに、団体の育成指導を行います。

(3) 地域における啓発活動の推進

障害のある方と地域の人との交流の場を広げるため、ボランティアと連携し、地域のイベントなどを通じて、交流する機会を増やしていくよう努めます。

(4) 日中・余暇活動の場の充実

日頃余暇活動の機会が少ない障害のある方を対象に、バスによるレクリエーションの実施や東京湾大華火祭への招待などを通じて慰安激励と社会参加および交流の一層の促進を図ります。

(5) モザイク平板の制作

障害のある方の社会参加を支援するとともに、良質なまちづくりを促進させるため、福祉センターにおける作業訓練の一環として建設廃材等を活用したモザイク平板を作成し、区施設の装飾等に積極的に活用します。



平和モニュメント (モザイク平板)



3 高齢者福祉

現状と課題

わが国は、生活水準の向上や医療の進歩等により平均寿命が延伸し、長寿国となっています。また、人口の減少とともに前例のない速さで高齢化が進み、世界最高水準の高齢化率となり、どの国もこれまで経験したことのない超高齢社会を迎えています。こうした中、今後の少子高齢社会のさらなる進展を見据え、持続可能な社会保障や税財源のあり方を含めた多面的な議論が進められています。

本区では、高齢化率は23区中最も低い水準にあるものの、高齢者人口は年々増加しており、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の高齢者も今後さらに増加していくことが見込まれます。

そのため、健康づくりや就労・ボランティア活動など社会参加の場や機会を確保し、できるだけ多くの高齢者がいつまでも元気に活躍できる「70歳就労社会」の実現に向けた取組をさらに充実させていく必要があります。

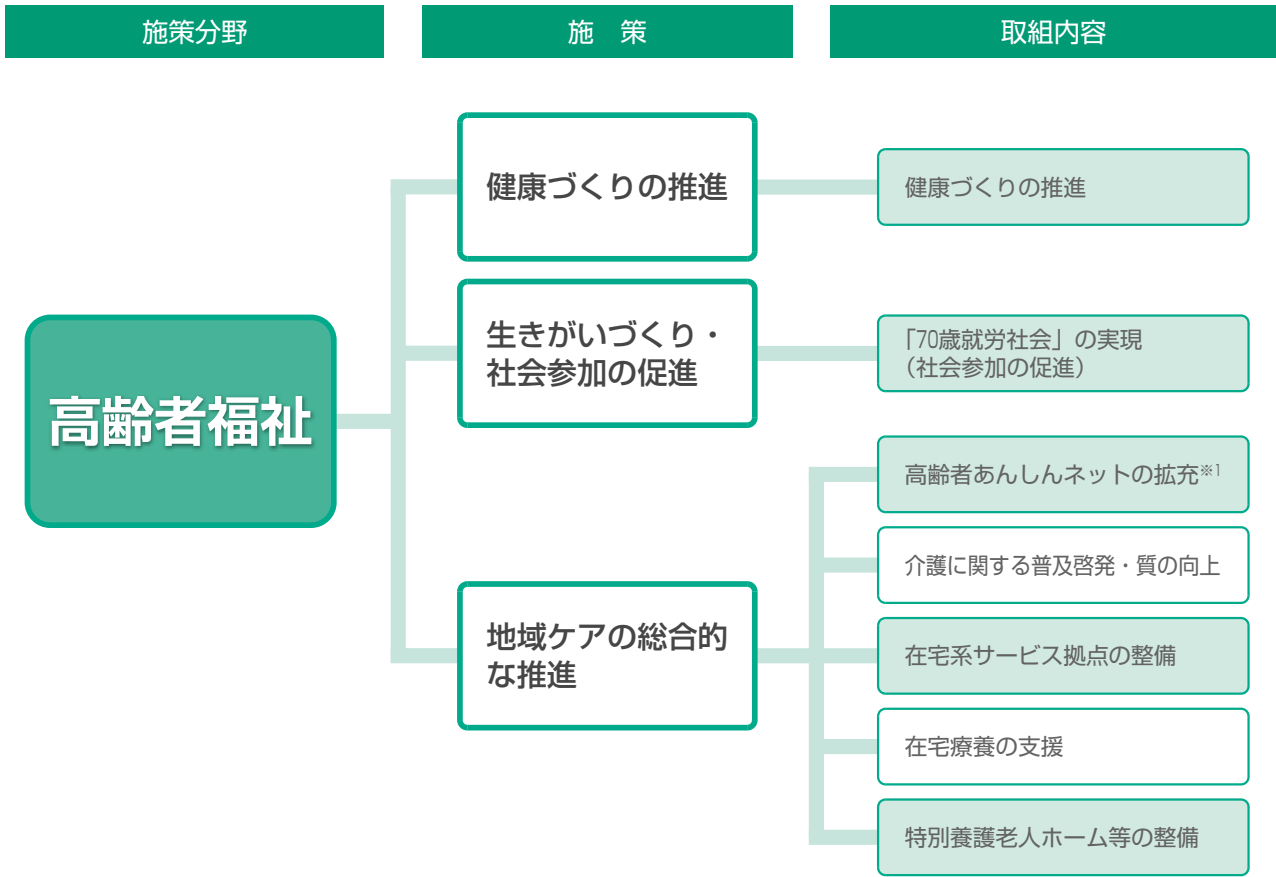
また、介護が必要になってもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護者の負担軽減を図りながら在宅介護に重点を置いたサービスの展開が必要となっています。

さらに、「声かけ」や「見守り」を行う町会・自治会等の協力団体や民生委員、民間事業者等地域との緊密な連携のもとで、すべての高齢者が地域で安心して暮らしていけるようネットワークの充実を図っていく必要があります。

今後の方向性

- 区民が自らの健康の大切さを認識し、健康であり続けられるよう、健康づくりの場や機会を提供するとともに、身近な地域での自主的な活動を支援します。
- 住み慣れた地域の中で生きがいを持って暮らせるよう、高齢者の持つ知識や経験、能力を発揮できる就労・ボランティア活動などの生きがいづくり活動を支援します。
- 地域と緊密な連携を進めるとともに、「おとしより相談センター」を核に高齢者を地域全体で支える見守りのネットワークを拡充します。
- 介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅系サービス拠点の整備等、介護サービスの充実や質の向上に努めます。

施策の体系



※□は計画事業

※1 福祉のまちづくりにおいて再掲

3-1

3 高齢者福祉

健康づくりの推進

施策の目的（目指す姿）

- 生涯にわたり人生を楽しむことができるよう、高齢者一人ひとりが健康の大切さについて自覚し、健康づくりや体力の維持向上に努めています。

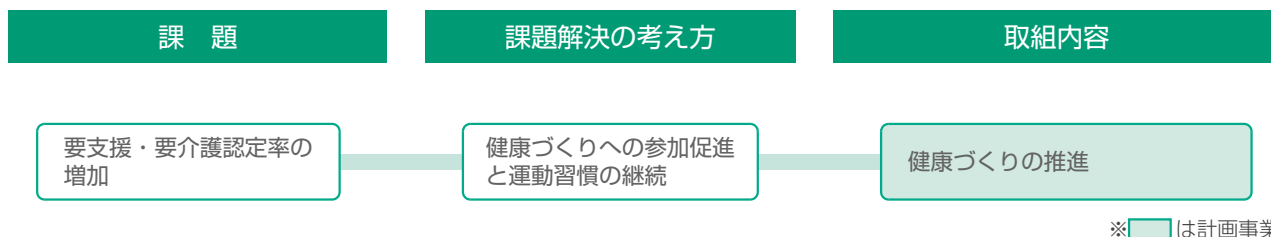
施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
元気高齢者の割合	要支援・要介護認定を受けていない高齢者の割合	81.4%	82.0%	83.0%

現状と課題

- 本区の高齢者人口は年々増加しており、2万人を超えています。こうした中、要支援・要介護認定者数も増加し、認定率も増加しています。
高齢者一人ひとりが日々いきいきと暮らし続けるためには、心身の機能を維持しながら健康で元気に生活する期間「健康寿命」を延ばしていくことが重要です。
このため、高齢者が主体的に健康づくりに取り組めるよう、多様な支援を行っていく必要があります。
- 高齢者の生活機能の維持向上のため、健康づくりへの参加を促進し、健康教室等事業終了後も運動習慣を継続できる環境整備が必要です。

課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の取組

健康づくりの推進【計画事業8】

より多くの方に参加いただけるよう、介護予防という消極的なイメージではなく、健康づくり事業として再編し、健康づくりの場や機会を効果的に提供します。

「さわやか健康教室」などの筋力向上に有効なマシンを使ったトレーニングや、自宅でもできる運動を行う健康教室を開催するとともに、地域の活動等への参加を促し、生活機能の維持向上に結び付けます。

区や自らが実施する教室で体操等の指導を行う「さわやか体操リーダー」を育成し積極的な活用を図るとともに、区スポーツ部署等との連携、身近な地域での自主的なサークルの育成等を推進します。



「さわやか体操リーダー」による教室

事業内容

8 健康づくりの推進

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事 項	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり教室の充実 さわやか体操リーダーの育成・活用 50名 サークルの育成 	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり教室の充実 さわやか体操リーダーの育成・活用 50名 サークルの育成 	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり教室の充実 さわやか体操リーダーの育成・活用 50名(維持) サークルの育成
事業費	460	230	231

3-2

3 高齢者福祉

生きがいつくり・社会参加の促進

施策の目的（目指す姿）

- 高齢者が住み慣れた地域で、知識や経験、能力を生かして就労やボランティア等の社会参加活動を行い、いきいきと暮らしています。

施策の達成状況の目標となる指標

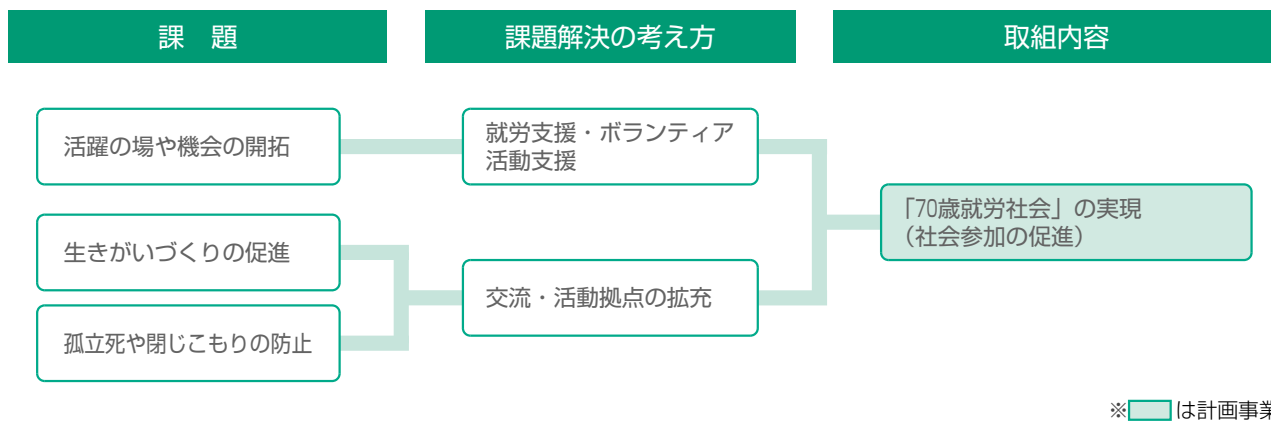
指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
高齢者の就労割合	中央区政世論調査の回答者の属性データによる高齢者の就労割合	33.2%	36.0%	38.0%

※現状値は「平成24（2012）年度中央区政世論調査」の結果を活用しています。

現状と課題

- 「団塊の世代」が65歳に達し始め、高齢者人口の増加が今後加速する中、多くの高齢者が労働や社会参加への意欲を示しています。高齢者の豊かな知識や経験、能力を社会に生かし、地域の活性化を図る仕組みづくりが必要です。
- シルバー人材センターや無料職業紹介所「シルバーワーク中央」の求人開拓や、企業による高齢者雇用を促進するための奨励金制度等を通じ、高齢者の就業を拡大するとともに、ボランティア活動等を行える場や機会を確保する必要があります。
- 孤立死や閉じこもりを防止する観点からも、地域や社会とつながることは極めて重要であり、高齢者が集まり活動できる拠点の拡充などを、より一層推進していく必要があります。

課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の実施

「70歳就労社会」の実現（社会参加の促進）【計画事業9】

「70歳就労社会」の実現に向け、臨時・短期・軽易の仕事から本格的な就労まで、高齢者の働く場や機会を提供するため、シルバー人材センターや無料職業紹介所「シルバーワーク中央」の機能強化による求人の確保や、高齢者雇用に積極的に取り組んでいる事業者に対する奨励金の交付等により、就業の拡大を図ります。

高齢者の豊かな知識や経験等を地域の中で生かせるよう、ボランティア活動等を希望する人とそれを必要とする個人・団体のマッチングを行い活動を推進することで、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進します。



いきいき桜川 新春のつどい

高齢者の憩いや交流等の場である「いきいき館（敬老館）」において、英会話・コーラス・フラダンス等の各種講座や発表会等を開催し、生きがいづくり等を支援します。また、「いきいき館」機能を含む生涯学習の拠点施設「本の森ちゅうおう」（仮称）を整備し、他の世代と幅広く交流できる機会を提供します。

事業内容

9 「70歳就労社会」の実現（社会参加の促進）

（単位：百万円）

	事業目標	事業計画	
		前期（25～29年度）	後期（30～34年度）
事項	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の就業拡大 元気高齢者人材バンクの登録者の拡充 いきいき館のサービス拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の就業拡大 元気高齢者人材バンクの登録者の拡充 いきいき館のサービス拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の就業拡大 元気高齢者人材バンクの登録者の拡充 いきいき館のサービス拡充
事業費	2,547	1,273	1,274

3-3

3 高齢者福祉

地域ケアの総合的な推進

施策の目的（目指す姿）

- 高齢者がひとり暮らしになっても、地域で支え合い見守られながら、安心して暮らしています。
- 介護者の負担軽減が図られ、在宅介護に重点を置いたサービスが整い、住み慣れた地域で生活しています。

施策の達成状況の目標となる指標

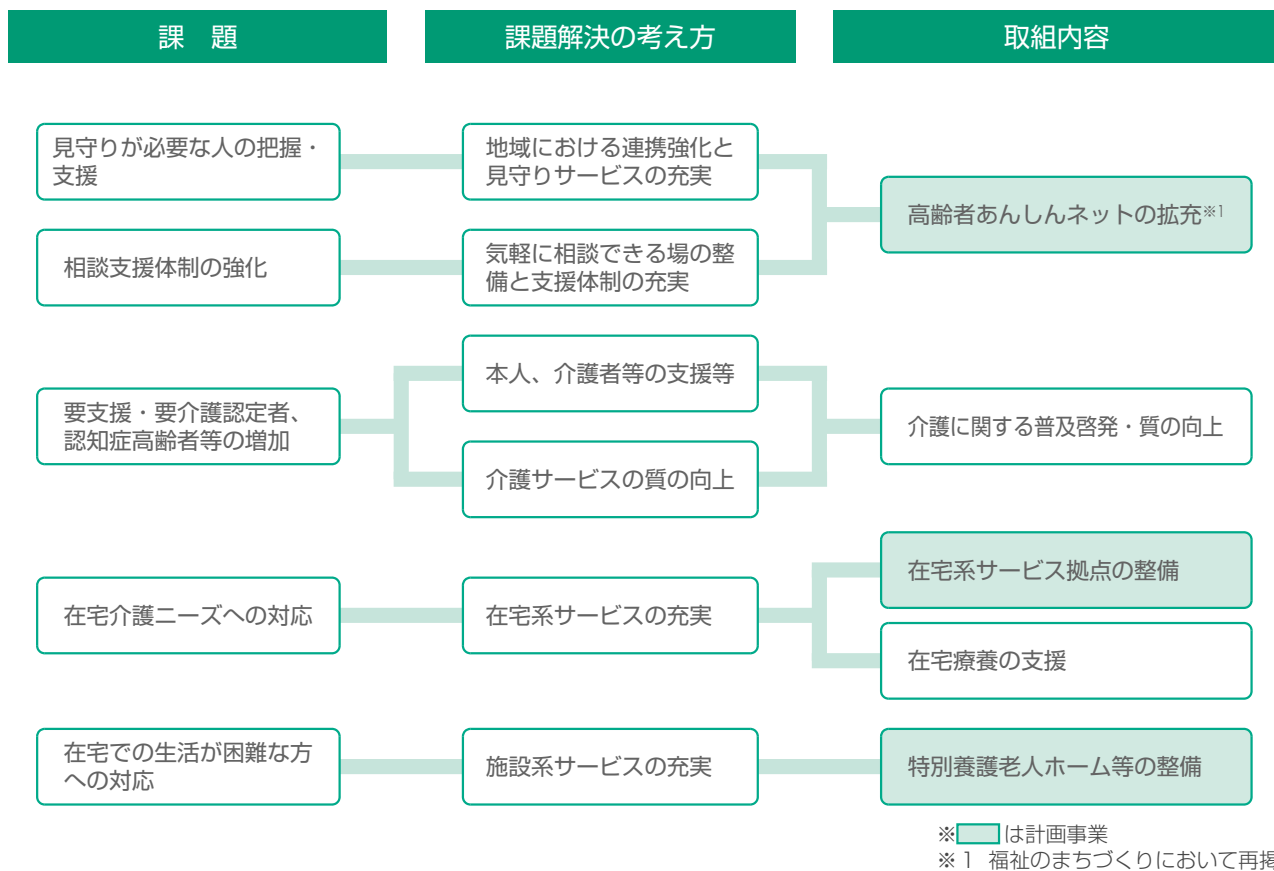
指標名	内 容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
在宅で暮らしたい人の割合	中央区政世論調査における要介護時に在宅で暮らしたい人の割合	70.3%	72.0%	75.0%

※現状値は「平成24（2012）年度中央区政世論調査」の結果を活用しています。

現状と課題

- 高齢者人口の増加とともに、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、地域ケアの中核機関「おとしより相談センター」の相談機能を充実させ、より身近な場所で気軽に相談できる体制を整備することが必要です。
- 地域におけるひとり暮らしや認知症等の高齢者の増加が見込まれるため、「おとしより相談センター」を核として、地域住民や民生委員、民間事業者等と、より緊密に連携した活動を行っていくことが必要です。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう在宅系サービスの拠点整備等を展開していくとともに、在宅での生活を送ることが困難な方のための施設整備を行っていく必要があります。なお、整備にあたっては民間資源も積極的に活用していきます。

課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の取組

(1) 高齢者あんしんネットの拡充【計画事業10】 ※福祉のまちづくりにおいて再掲

「おとしより相談センター」を地域見守りネットワークの核として、町会・自治会等の地域見守り活動団体や民生委員、民間事業者等との連携強化や見守り体制の拡大を図るとともに、緊急通報システム、食事配達サービス、見守りキーホルダーなど各種見守りサービスを推進します。特に、「おとしより相談センター」の窓口を拡充し、地域ケアの中核機関として、相談しやすい体制の整備と支援機能の充実を図ります。



京橋おとしより相談センター相談風景

(2) 介護に関する普及啓発・質の向上

必要なときに適切な介護等のサービスを利用できるよう介護保険制度等の普及啓発を行うとともに、本人や家族を支える体制の構築、高齢者の権利や財産等を守る制度の周知・利用促進を図ります。また、介護サービスの質の向上を図るため、介護事業者に対し人材確保の支援やケアプランチェックなどを行います。

(3) 在宅系サービス拠点の整備【計画事業11】

通い、訪問、宿泊などの介護サービスを組み合わせて提供する小規模多機能型居宅介護事業所を日常生活圏域ごとに整備するとともに、ショートステイ（短期入所）を充実します。

(4) 在宅療養の支援

医療ニーズの高い要介護者が安心して在宅療養を継続できるよう、在宅療養支援診療所をはじめとする医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャーなどの情報共有や連携強化を図ります。

さらに、病状の急変時に速やかな受け入れが可能な在宅療養支援病床を確保するなど、安心して在宅療養を続けられるネットワークづくりを推進します。

(5) 特別養護老人ホーム等の整備【計画事業12】

特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームについて、ニーズを的確に把握しながら、日常生活圏域ごとに整備します。

事業内容

10 高齢者あんしんネットの拡充

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域見守り活動団体および協力民間事業者等の拡大 ・おとしより相談センターの拡充 2カ所 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域見守り活動団体および協力民間事業者等の拡大 ・おとしより相談センターの拡充 2カ所 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域見守り活動団体および協力民間事業者等の拡大 ・おとしより相談センターの運営
事業費	1,752	855	897

11 在宅系サービス拠点の整備

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所の整備 3カ所 ・ショートステイの整備 3カ所 ・ショートステイの増床 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所の整備 3カ所 ・ショートステイの整備 3カ所 ・ショートステイの増床 	小規模多機能型居宅介護事業所の施設維持管理
事業費	1,156	1,033	123

12 特別養護老人ホーム等の整備

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム等の整備 3カ所 ・ 認知症高齢者グループホームの整備 1カ所 ・ 特別養護老人ホームの増床 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム等の整備 3カ所 ・ 認知症高齢者グループホームの整備 1カ所 ・ 特別養護老人ホームの増床 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム等の施設維持管理 ・ 認知症高齢者グループホームの施設維持管理
事業費	2,936	2,726	210

4 生活保護・援護

現状と課題

わが国においては、社会経済状況の変化に伴い生活保護受給者数が年々増加しており、平成24(2012)年8月時点で213万人を超え、特に稼働年齢層の急増や高齢者の増加が課題となっています。また、生活保護に至るリスクのある経済的困窮状態にある人や複合的な課題を抱え社会的孤立状態にある人が増加する一方で、年金の支給水準との逆転現象や生活保護の不正受給が社会問題となる中、生活保護行政の適正化も課題となっています。

国では、これらの課題に対する「生活支援戦略」において、社会参加と自立の促進、「貧困の連鎖」の防止、生活保護給付の適正化を目指し、新たな生活困窮者支援体系の確立と生活保護制度の見直しについて具体的な検討が進められています。

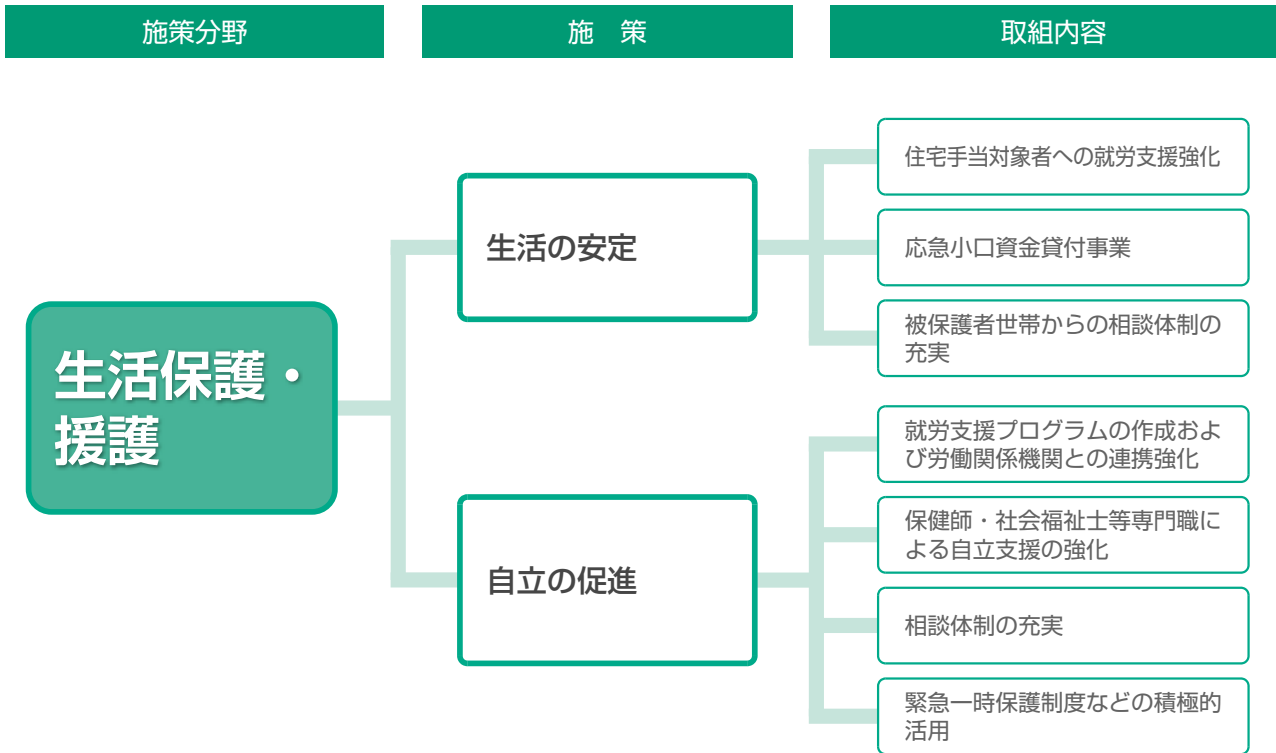
本区においても生活保護受給者は増加傾向にあり、今後は、生活保護支給に関しこれまで以上に受給要件の確認を徹底するとともに、個々の状況に応じた自立支援という観点を基本として、各種の法外援護も活用しながら保護・援護を総合的に推進していく必要があります。

大都市特有の課題であるホームレス対策については、東京都と特別区で共同して構築した「自立支援システム」を通じ、引き続き「巡回相談」などの都区共同事業や新型自立支援センターとの連携を図りながら路上生活者の支援をしていく必要があります。また、近年、生活基盤を持たずインターネットカフェ等を宿泊所として利用する人の増加も課題となっており、国や東京都との連携を図りながら対応を講じていくことが求められています。

今後の方向性

- 生活困窮者の生活の安定を図り、生活保護に至らないよう自立のサポートを進めるとともに、生活保護受給者に対して適切な支援を実施し、早期の自立を促します。
- 関係各所と連携したホームレス対策を図るとともに、特に若年被保護者の早期就労自立の強化を進めます。

施策の体系



4-1

4 生活保護・援護

生活の安定

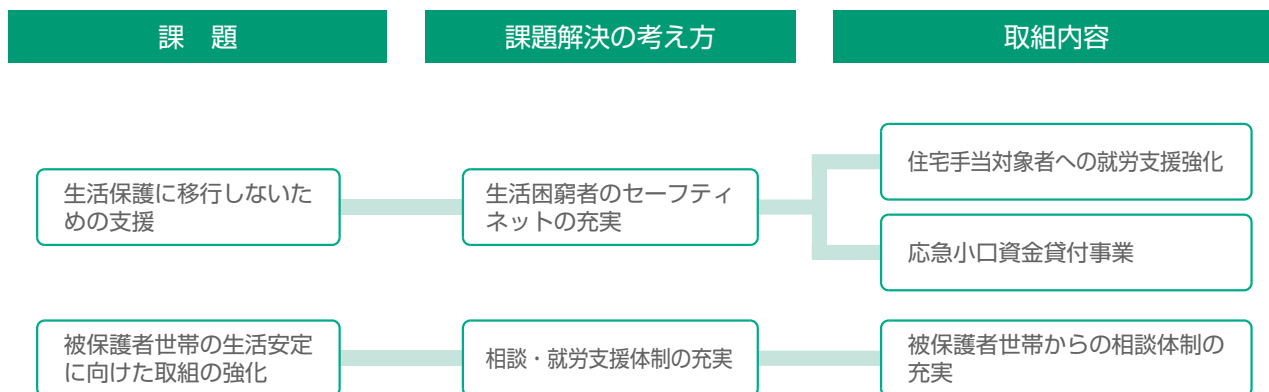
施策の目的（目指す姿）

- 支援が必要な人が安定した日常生活を送るためのセーフティネットが整備され、就労・自立のための活動が自発的・積極的に行われています。

現状と課題

- 厳しいわが国の経済・雇用情勢を反映して、平成24（2012）年4月1日現在の本区における生活保護世帯は、828世帯（前年比65世帯増）、957人（前年比80人増）と過去最高値を更新しました。類型別にみると、高齢・疾病・障害などの就労阻害要因のない「その他世帯」の割合が、平成20（2008）年4月1日の5%台から11%台に増加しています。
- 生活困窮者が生活保護に至らないよう、各種のセーフティネットを充実することにより、自立支援をサポートしていくことが必要です。
- 生活困窮者は、劣悪な生活環境や医療未受診など、日常生活上さまざまな問題を抱えている場合が多くなっています。このような状況から生活保護に至った場合には、保護の実施機関として健康で文化的な最低限度の生活を保障し、最後のセーフティネットの役割を果たしながら、生活の質的改善に取り組むことが必要です。

課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の実施

(1) 住宅手当対象者への就労支援強化

離職者で就労能力および就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方等に対して、住宅手当を支給するとともに、相談員による就労機会の確保に向けた支援を強化します。

(2) 応急小口資金貸付事業

災害・疾病・生活必需品の購入や冠婚葬祭等のため、応急に資金を必要とし、他から借りることが困難な場合に貸付を行います。

(3) 被保護者世帯からの相談体制の充実

被保護者世帯の状況を正確に把握し、積極的な個別相談や綿密な個別援護を実施の上、被保護者世帯の生活を安定させる取組を強化します。

4-2

4 生活保護・援護

自立の促進

施策の目的（目指す姿）

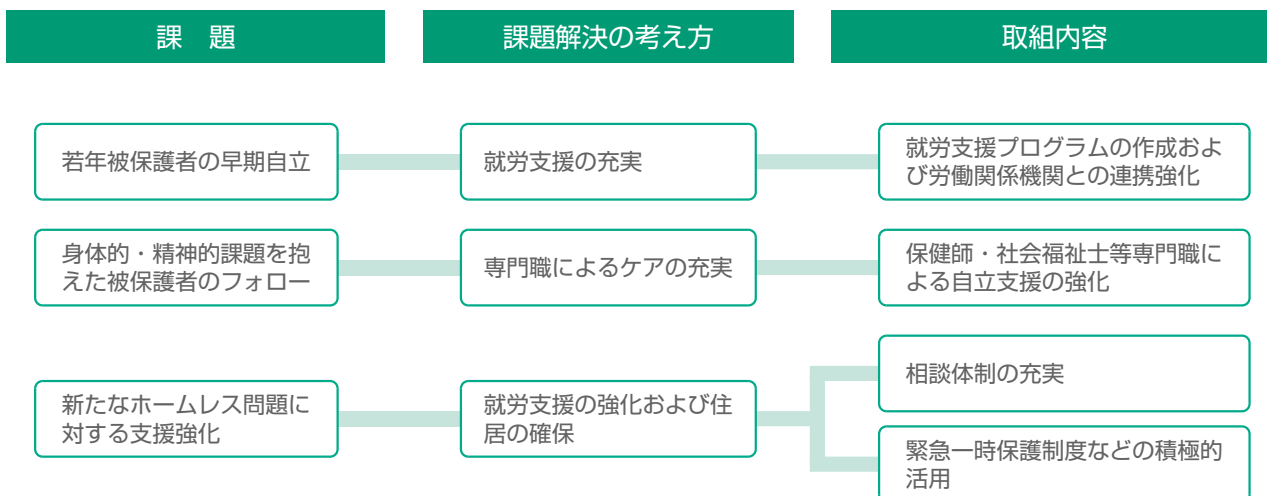
- 被保護者が就労による経済的自立のみならず、自立して生きがいをもって社会生活を送るための支援体制が確保されています。

現状と課題

- 被保護者が生活保護に至る理由・過程はさまざまですが、近年ではニートやひきこもりなど、社会に適應できない若年の被保護者や、身体的・精神的課題を抱えた被保護者が急増しており、生活保護の長期化を防ぐ自立支援対策が必要です。また、生活基盤を有さない従来型のホームレスに加えて、インターネットカフェ等に寝泊りしたり知人宅を転々とする人が増加しており、新たなホームレス問題に対する対策が求められています。



課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の取組

(1) 就労支援プログラムの作成および労働関係機関との連携強化

若年者を対象とする就労支援プログラムを作成するとともに、労働関係機関との連携を強化し、積極的な就職活動を促すなど、自立に向けた支援を強化します。

(2) 保健師・社会福祉士等専門職による自立支援の強化

生活保護が長期化する傾向にある身体的・精神的な課題を抱えた被保護者に対して、日常生活の自立を目指し、保健師や社会福祉士等の専門知識を活用して、被保護者の状況に応じたきめ細かな個別支援を実施します。

(3) 相談体制の充実

インターネットカフェや知人宅を転々とする新たなホームレス対策として、住所不定の長期化を防ぐため、就労に向けた相談体制を充実します。

(4) 緊急一時保護制度などの積極的活用

国や東京都と連携を図りながら、緊急一時保護制度などを積極的に活用します。

5 生活衛生

現状と課題

本区には、理容所、美容所、劇場、公衆浴場、ホテルなどの環境衛生関係施設および特定建築物、飲食店、喫茶店等の食品衛生関係施設、診療所、薬局等の医療提供施設などが多数存在しています。

本区では、定住人口が増加しているとともに、銀座や日本橋など日本を代表する商業地域を抱え、多数の人々が訪れています。区民や来街者などの健康や食生活の安全を守るため、各種施設の衛生の維持・向上を図っているところですが、引き続き健康被害を未然に防止していく必要があります。

環境衛生については、区民等の快適な居住環境の確保に向け、建築物における飲料水の衛生管理、ねずみ・衛生害虫の防除に取り組む必要があります。

食品については、近年の輸入食品の残留農薬、食品添加物の問題、食中毒の発生等を受けて、食の安全・安心の確保が求められています。本区は、築地市場を擁するとともに、数多くの飲食店、加工食品・輸入食品を扱う事業所等が存在していることから、こうした食品衛生関係施設の監視指導を行っていく必要があります。

また、薬事法の改正に伴い、医薬品販売業の形態が多様化していることから、医薬品の販売や取扱いの監視指導等を行う必要があるほか、毒物劇物の危害を未然に防ぐ取組についても徹底する必要があります。

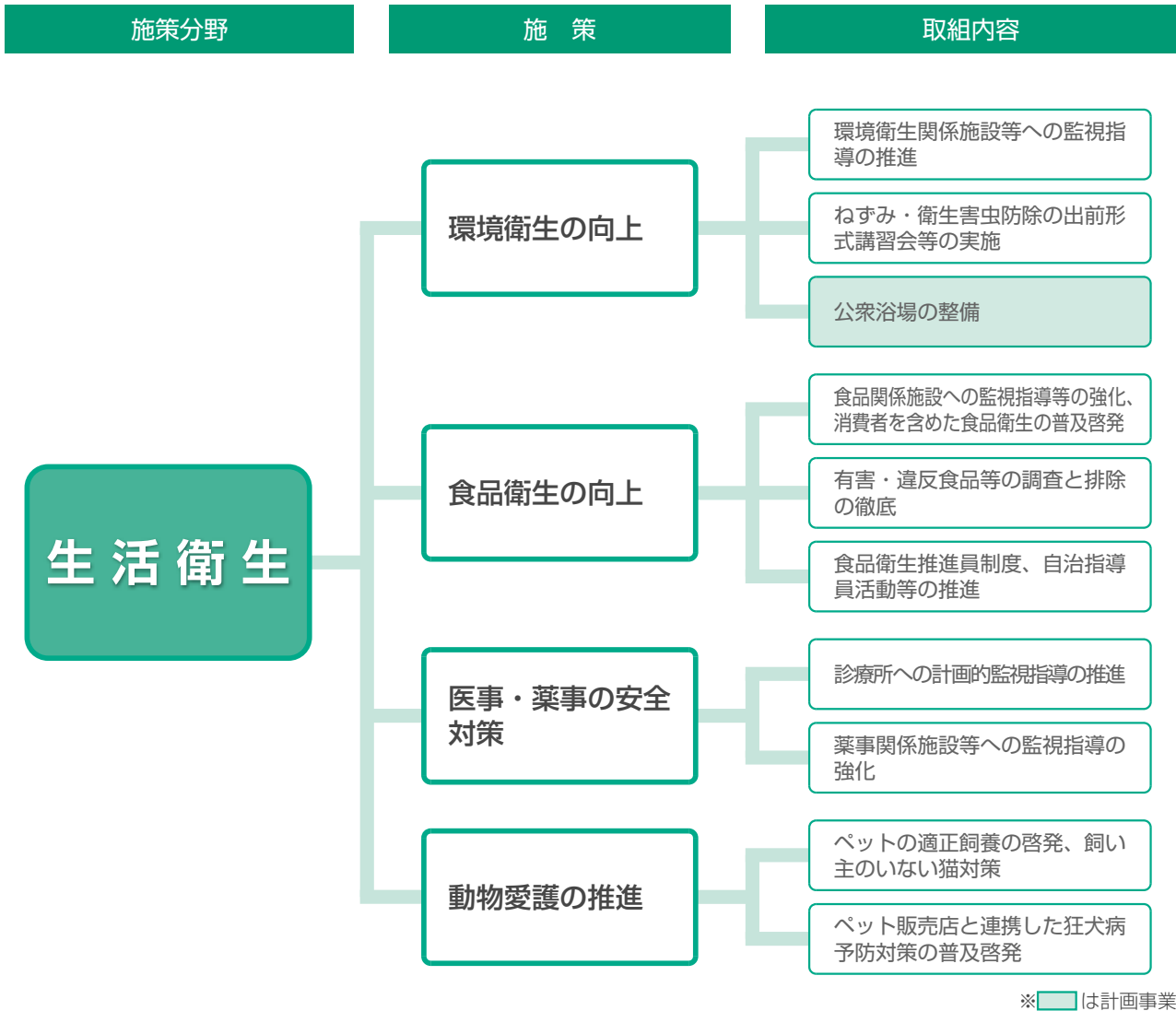
加えて、近年増加している犬や猫などのペットに関しては、一部でマナーが守られていないことや、飼い主のいない猫の問題が地域で起きていることから、適正飼養、マナー向上など動物愛護の普及啓発を通じて、「人と動物の調和のとれた共生社会」の実現に向けた取組を推進していくことが求められています。

※特定建築物：多数の者が使用または利用する延べ床面積が3,000㎡以上の建築物

今後の方向性

- 環境衛生関係施設における衛生確保や、ねずみや衛生害虫の防除に関する情報の周知を図ります。食品衛生関係施設に対する監視指導の強化や消費者を含めた食品衛生の普及啓発、有害・違反食品等の迅速な調査と排除を行うことにより衛生水準の確保を図るとともに、営業者が自ら衛生管理を行うための取組を推進します。
- 改正薬事法、毒物及び劇物取締法の遵守を徹底するとともに、診療所における医療安全の確保を図ります。
- 動物愛護および適正な飼養について普及啓発するとともに、犬の登録と狂犬病予防注射の接種の周知徹底を図ります。

施策の体系



5-1

5 生活衛生

環境衛生の向上

施策の目的（目指す姿）

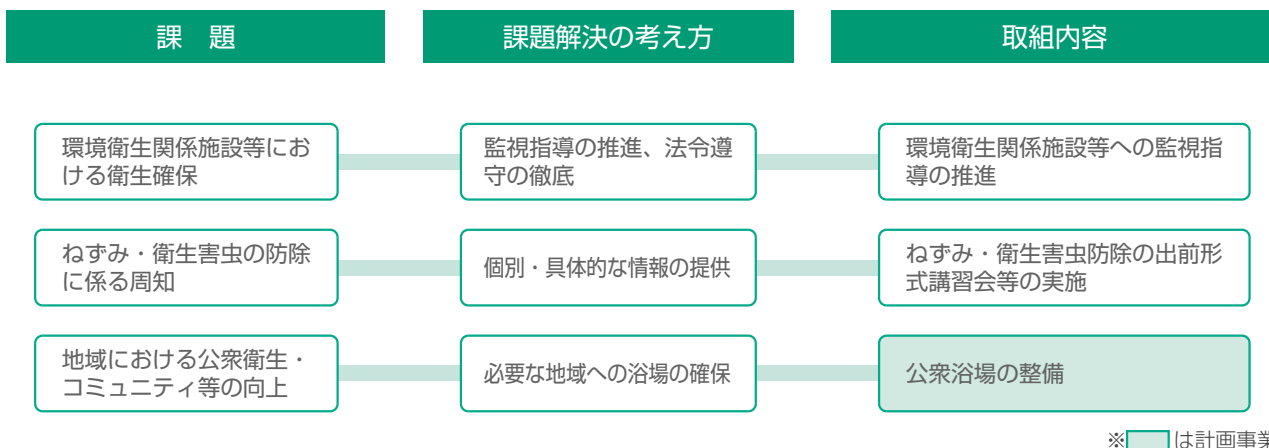
- 理容所、美容所、劇場、ホテル、公衆浴場、プールなど、不特定多数の方が利用する環境衛生関係施設等の衛生水準が保たれています。

現状と課題

- 本区には、都心の商業地域としての知名度や交通利便性の高さから、理容所、美容所、劇場、ホテル、公衆浴場、プールなど、不特定多数の方が利用する施設が多く存在しています。近年、これらの環境衛生関係施設の数が増加しているため、より効果的な監視指導を行い衛生水準の確保を図っていく必要があります。
- 健康で快適な居住環境を確保するため、ねずみ・衛生害虫の発生を防ぎ都心区にふさわしい衛生環境を維持していく必要があります。
- 公衆衛生面のほか、地域コミュニティや高齢者の生きがい・健康増進の観点から必要な地域への公衆浴場の確保に努める必要があります。



課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の実施

(1) 環境衛生関係施設等への監視指導の推進

過去の監視指導の結果を踏まえながら、環境衛生関係施設等への効果的な監視指導を推進し、施設の衛生管理や法令遵守について周知徹底を図ります。

(2) ねずみ・衛生害虫防除の出前形式講習会等の実施

ねずみ・衛生害虫の被害を軽減させる対策が学べる出前形式の講習会を実施していくほか、ねずみが生息しにくい環境づくりを支援するため、被害実態に応じたアドバイスを行う個別相談会などを通じて正しい知識や情報を周知します。

(3) 公衆浴場の整備【計画事業13】

区民の健康増進と公衆衛生の向上を図るため、新たに公衆浴場を整備します。

事業内容

13 公衆浴場の整備

(単位：百万円)

	事業目標		事業計画	
			前期 (25~29年度)	後期 (30~34年度)
事 項	公衆浴場の整備	1カ所	1カ所	—
事業費	164		164	—

5-2

5 生活衛生

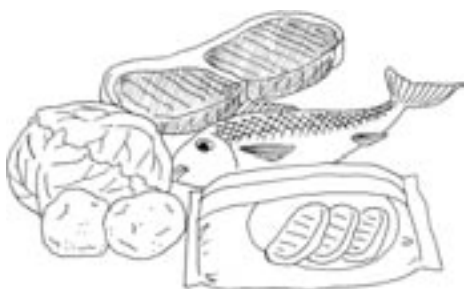
食品衛生の向上

施策の目的（目指す姿）

- 食品衛生の監視指導が徹底され、区民や来街者の食の安全が図られています。
- 営業者および消費者に食品衛生に関する正しい知識や情報が周知されています。

現状と課題

- 輸入食品の残留農薬や食品添加物の問題、食中毒の発生等を受けて、食品に対する安全が求められています。本区は、日本の食品流通の中心地となっており、加工食品や輸入食品を扱う食品関連の事業所が多いため、有害・違反食品が流通した際には広範囲に影響が及びます。そのため、食品関連事業者や消費者への食の安全・安心に関する情報提供や、食品衛生上の監視指導の強化、有害・違反食品が発見されたときの迅速な回収・排除の徹底を図っていく必要があります。



課題解決の考え方と取組内容

課題	課題解決の考え方	取組内容
食中毒、健康被害の防止	監視指導の強化、普及啓発	食品関係施設への監視指導等の強化、消費者を含めた食品衛生の普及啓発
流通食品の安全確保	迅速な調査・排除	有害・違反食品等の調査と排除の徹底
自主的な食品衛生の取組の推進	自主的な活動への支援	食品衛生推進員制度、自治指導員活動等の推進

課題解決に向けた区の取組

(1) 食品関係施設への監視指導等の強化、消費者を含めた食品衛生の普及啓発

路上での弁当類の販売を含め、関係機関と連携しながら、安全で安心な食品が提供されるよう食品関係施設の監視指導を徹底します。

食品関係事業者と区民、区が意見交換を行う場である「リスクコミュニケーション」、小・中学生を含めた区民参加型の体験教室や食品衛生講習会等を実施し、食品の供給者、消費者双方の視点からわかりやすい食品衛生や食中毒防止に関する知識の普及啓発、意識の浸透を図ります。



夏休み親子食品衛生監視員体験教室

(2) 有害・違反食品等の調査と排除の徹底

有害・違反食品等が発見された場合における迅速な調査、食品事業者への回収指示や販売禁止命令などを行い、市場からの排除を徹底します。

(3) 食品衛生推進員制度、自治指導員活動等の推進

飲食店等事業者の自主的な衛生管理を推進するために、区が食品関係団体の代表者等に委嘱する食品衛生推進員による助言・指導の取組を推進します。また、区内食品関係団体の自治指導員による巡回活動に対する情報提供などの支援を行い、区の特徴や伝統を守りつつ、事業者相互が自主的な衛生管理の徹底を図る仕組みづくりを推進します。



食品理化学検査

5-3

5 生活衛生

医事・薬事の安全対策

施策の目的（目指す姿）

- 診療所における医療の質と安全を管理する体制が確保されています。
- 医薬品および毒物・劇物の適正な販売や取扱いが徹底されています。

現状と課題

- 区では、有床診療所および透析実施診療所を中心とする計画的な監視指導のほか、適宜、必要に応じた監視指導を行い、医療安全の確保を図ってきました。区内には数多くの診療所が存在することから、診療内容に応じた効率的・効果的な監視指導を実施し、引き続き医療安全の確保を図っていく必要があります。
- 薬事法の改正により、一般用医薬品の販売制度が見直しされたことに伴い、薬剤師に加えて一般用医薬品販売に携わる新たな資格者（登録販売者）が新設されるなど、医薬品販売の形態が多様化しています。改正薬事法の定着を図るため、薬局および医薬品販売業者への法令の周知や監視指導を強化し、法令の遵守を徹底していく必要があります。また、毒物・劇物の販売や取扱いに係る違反や事故等の発生を防ぐため、毒物劇物販売者等の監視指導を強化し、法令の遵守を徹底していくことが必要です。



課題解決の考え方と取組内容

課 題	課題解決の考え方	取組内容
診療所における医療安全の確保	効率的・効果的な監視指導等の徹底	診療所への計画的監視指導の推進
薬事法および毒物及び劇物取締法の遵守・普及	法令の周知徹底、効率的・効果的な監視指導の実施	薬事関係施設等への監視指導の強化

課題解決に向けた区の実施

(1) 診療所への計画的監視指導の推進

診療所の形態や診療内容に応じた計画的かつ効率的・効果的な監視指導を実施し、医療安全の確保を図ります。

(2) 薬事関係施設等への監視指導の強化

講習会等による薬事法や毒物及び劇物取締法の周知を徹底するとともに、薬局や薬品販売業者および毒物劇物販売業者に対する監視指導を強化します。



5-4

5 生活衛生

動物愛護の推進

施策の目的（目指す姿）

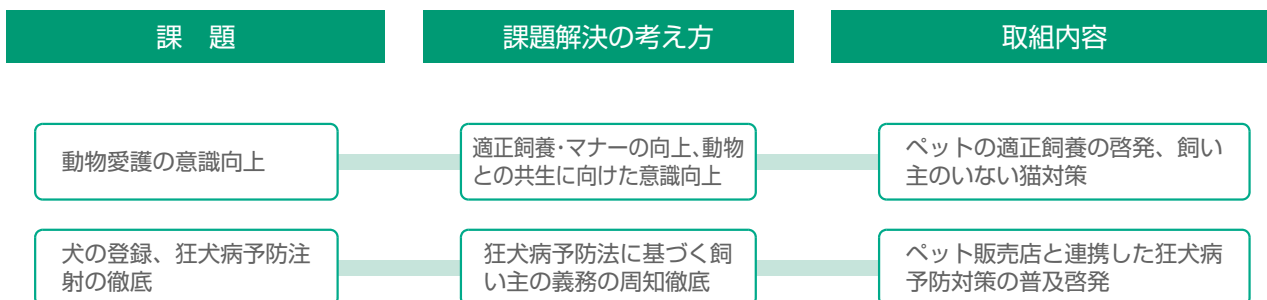
- 区民の動物愛護の理解と飼養マナーの意識が高まり、人と動物の調和のとれた共生社会が築かれています。

現状と課題

- 本区では、人口増加に伴いペットを飼う人も増えています。このため、飼養マナーをめぐる苦情の件数も増えています。また、飼い主のいない猫については、糞尿や鳴き声から近隣問題となることが増えており、これらへの対策を推進する必要があります。
- 犬の飼い主は、犬の登録と年に1回の狂犬病予防注射の接種を行う義務があります。犬の登録と狂犬病予防注射の接種の周知徹底を図っていく必要があります。



課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の取組

(1) ペットの適正飼養の啓発、飼い主のいない猫対策

区が委嘱する「動物との共生推進員」との連携や動物愛護講習会などを通じて、ペットの飼い主をはじめ、広く区民に動物愛護と適正飼養の普及啓発を行うとともに、飼い主のマナー向上を図ります。



犬のしつけ方教室

(2) ペット販売店と連携した狂犬病予防対策の普及啓発

ペット販売店と連携を図りながら、狂犬病予防法の周知徹底を行い、犬の登録と狂犬病予防注射の接種に係る飼い主の義務に関する普及啓発を行います。



啓発品

6 子育て支援

現状と課題

わが国においては、急速な少子化の進展の中、次世代の社会を担う子どもを安心して産み育てることができる環境を整備し、子どもが等しく心身ともに健やかに育ち、子どもを産み育てる人が誇りと喜びを感じることでできる社会を実現し、少子化に歯止めをかけることが強く求められています。

国は、平成24(2012)年8月に、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした法律を制定し、質の高い学校教育・保育の提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図ることとしています。

一方、本区における年間出生数は、全国的な傾向とは異なり、平成22(2010)年には1,400人に達し、さらに平成24(2012)年には1,500人を超え、500人台だった平成10(1998)年に比べ約3倍に増加しています。また、共働き世帯が多く、共同住宅に居住する割合が約88%を占める本区の特徴から、「就労と育児の両立」や「育児の孤立化」など子育てをめぐる課題が増え、複雑かつ多様化しています。

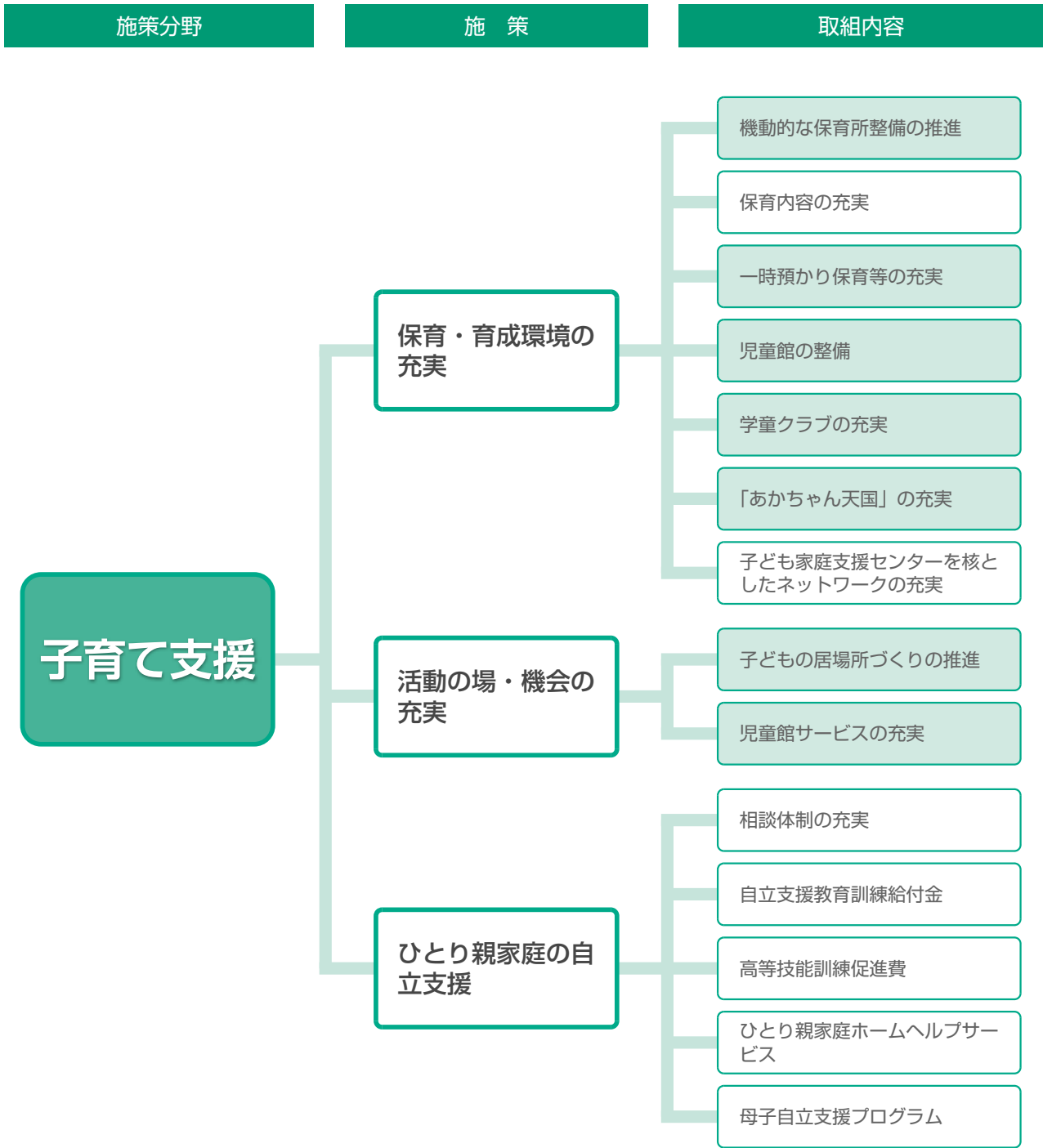
本区では、「総合的な子育て支援」を最重要課題と位置づけ、平成21(2009)年8月に「中央区子育て支援対策本部」を設置し、未来を担う子どもたちが心豊かにたくましく育つよう、保育需要に応じた保育施設の整備や、放課後の子どもの居場所対策など、各種施策の一層の充実に努めてきました。今後も、国の動向を注視しながら、ニーズの多様化に柔軟に対応した幅広いサービスの提供とともに、関係機関と連携して地域全体で子育てを支援していく必要があります。

ひとり親家庭では、悩みを相談する相手が身近にいない、一人で生計を担うことによる将来への不安、子どもの養育・教育など、日常生活においてさまざまな悩みを抱えていることから、総合的な相談体制が求められています。特に母子家庭では、不安定な雇用環境におかれ経済的に厳しい状況が多く、より良い雇用条件につながる就労支援が必要です。父子家庭では、仕事と育児・家事の両立が困難な場合が多く、家事援助等の生活支援の必要があります。

今後の方向性

- 保育ニーズに対応した、保育・育成環境の充実に努めます。
- 放課後の子どもの活動の場や機会の充実に努めます。
- ひとり親家庭が精神的・経済的に自立した生活を営めるよう支援します。

施策の体系



※ は計画事業

6-1

6 子育て支援

保育・育成環境の充実

施策の目的（目指す姿）

- 保護者が子育ての喜びを感じながら、ゆとりを持って子どもを産み育てていく環境ができています。
- 子どもの心身や家庭の状況にかかわらず、すべての子どもたちが健やかに成長できています。

施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
保育所入所待機児童数	保育所入所待機児童数	40人	0人	0人

現状と課題

- 本区の年間出生数は、平成18(2006)年に1,000人を超え、その後も増え続け平成22(2010)年に1,400人に達し、さらに平成24(2012)年には1,500人を超えています。また、保育所への入所希望者も増加傾向にあることから、今後もこうした保育ニーズに対応し、保育所定員の拡大を適時適切に行う必要があります。
- 一時預かり保育は区民に身近なサービスとして定着していますが、利用実績が増加していることから、より身近なところでサービスを利用できる環境整備を図る必要があります。
- 人口増加や保護者の就労形態の多様化などにより、今後、学童クラブの利用者が増加することが見込まれています。小学校の放課後の居場所づくり「プレディ」と連携しながら、ニーズに見合ったサービスを提供していく必要があります。
- 児童館における乳幼児クラブやあかちゃん天国の利用者は毎年増加しており、保護者の情報交換や交流の場として活発に利用されています。子ども家庭支援センターでは育児やしつけに対する相談件数も増加しており、子育てに関する不安解消の場や相談体制の充実が求められています。また、児童虐待等養護相談の相談件数はやや減少しているものの、対応が困難なケースが増え、継続的かつ組織的な対応がより一層必要となっています。

課題解決の考え方と取組内容

課題	課題解決の考え方	取組内容
乳幼児人口と保育需要の増加への対策	保育所待機児童解消の推進	機動的な保育所整備の推進
多様な保育ニーズへの対応	ニーズに対応したサービスの充実	保育内容の充実 一時預かり保育等の充実
児童館の老朽化への対応	小学校等の改築に合わせた移転改築	児童館の整備
学童クラブの待機児への対策	児童館の改築等に合わせた定員の拡大	学童クラブの充実
育児の負担感や不安感の解消	親子の交流の場の整備	「あかちゃん天国」の充実
育児に関する悩みへの対応	ネットワークの充実・強化	子ども家庭支援センターを核としたネットワークの充実

※ は計画事業

課題解決に向けた区の取組

(1) 機動的な保育所整備の推進【計画事業14】

乳幼児人口の増加に伴い拡大する保育ニーズに適切に対応するため、開発動向や待機児童の発生状況等に応じ、区立保育所の改築や私立認可保育所等の誘致などを進めます。また、多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ認定こども園を整備するほか、乳幼児人口の動向や待機児童の発生状況をきめ細かく捉えながら、保育ニーズに応じた保育環境整備を機動的に進めます。

(2) 保育内容の充実

子育て世帯の就労形態等保育ニーズに対応するため、延長保育のスポット利用制度や一部施設における夜間延長保育などのサービスを充実します。

また、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携を図り、発達促進保育や食育の推進など、総合的な子育て支援策を展開していきます。



保育園の保育風景

(3) 一時預かり保育等の充実【計画事業15】

一時預かり保育やトワイライトステイの実施施設を拡大し、より身近な場所できめ細かいサービスが利用できる環境を整備します。

(4) 児童館の整備【計画事業16】

老朽化が著しい新川児童館を、明正小学校・幼稚園の改築に合わせて移転改築します。

(5) 学童クラブの充実【計画事業17】

待機児童発生への対策が望まれる学童クラブについて、児童館の改築・改修に合わせて定員の拡大を図るとともに、各児童館において定員の弾力的な運営を行います。

(6) 「あかちゃん天国」の充実【計画事業18】

育児の孤立化による育児負担感や不安感を解消するために、親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児に必要な助言を行う子育て交流サロン「あかちゃん天国」を増設し、身近な地域における親子の交流の場の整備や育児グループの育成に取り組めます。

(7) 子ども家庭支援センターを核としたネットワークの充実

子ども家庭支援センターを核とし、児童相談所、民生・児童委員、ボランティア団体など関係機関と連携を図りながら、子どもと家庭を支援する総合的なネットワークづくりの充実を図ります。

児童虐待防止キャンペーンの実施など普及啓発活動を積極的に行い、児童虐待防止に向けた意識の向上に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会において、地域全体で子どもを見守るという視点で関係機関の連携をさらに強化し、地域の子育てネットワークを推進します。

事業内容

14 機動的な保育所整備の推進

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期(25~29年度)	後期(30~34年度)
事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園改築 1園 ・私立認可保育所に対する助成 3園 ・認証保育所に対する助成 2園 ・認定こども園の整備・運営 1園 ・保育需要に応じた保育施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園改築 1園 ・私立認可保育所に対する助成 3園 ・認証保育所に対する助成 2園 ・認定こども園の整備 1園 ・保育需要に応じた保育施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立認可保育所に対する助成 ・認証保育所に対する助成 ・認定こども園の運営 ・保育需要に応じた保育施設整備
事業費	8,979	5,487	3,492

※現在計画中の保育所整備に加え、今後の乳幼児人口の動向や待機児童の発生状況をきめ細かく捉えながら、保育需要に応じた保育所整備を進めます。

総論編

各論編 第1節 思いやりのある安心できるまちをめざして

各論編 第2節 心あふれるまちをめざして

各論編 第3節 にぎわいとふれあいのまち 躍動するまちをめざして

15 一時預かり保育等の充実

	事業目標	事業計画	
		前期(25～29年度)	後期(30～34年度)
事項	一時預かり保育等の充実 1カ所	一時預かり保育等の充実 1カ所	—
事業費	—	—	—

16 児童館の整備

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期(25～29年度)	後期(30～34年度)
事項	児童館の整備 1カ所	児童館の整備 1カ所	—
事業費	683	683	—

17 学童クラブの充実

	事業目標	事業計画	
		前期(25～29年度)	後期(30～34年度)
事項	児童館の改築等に合わせた定員拡大	児童館の改築等に合わせた定員拡大	—
事業費	—	—	—

18 「あかちゃん天国」の充実

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期(25～29年度)	後期(30～34年度)
事項	「あかちゃん天国」の拡充 新規1カ所	「あかちゃん天国」の拡充 新規1カ所	「あかちゃん天国」の運営
事業費	620	288	333

6-2

6 子育て支援

活動の場・機会の充実

施策の目的（目指す姿）

- 地域や保護者を中心とするボランティアの協力のもと、学校施設を活用した子どもの居場所「プレディ」が運営され、子どもたちが放課後や土曜日などに安全・安心に過ごすことができる居場所が整っています。
- 乳幼児から中高生までのさまざまなニーズに対応した児童館の柔軟な運営により子どもたちが自主的に活動し、自由に遊び、安全・安心に過ごすことができる環境が整っています。

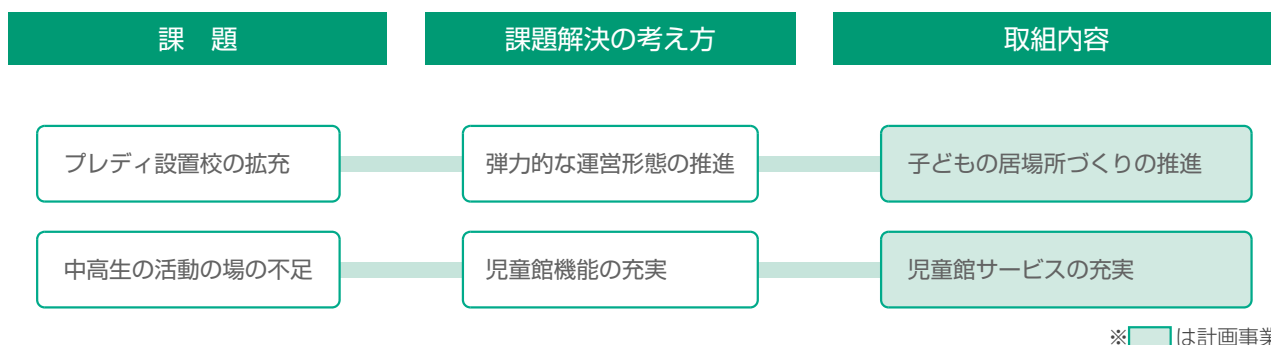
施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
子どもの居場所「プレディ」の開設校	—	9校	12校	12校

現状と課題

- プレディは、平成17（2005）年4月に事業開始して以来、平成24（2012）年4月現在、区内16小学校中9校で設置し、約2,000人の児童が登録しています。保護者の就労状況にかかわらず子どもたちが過ごせる場所として、多くのニーズがありますが、学校内に専用スペースが確保できないことから、プレディの開設に着手できない小学校があります。一方、プレディ設置校では、地域のサポーターの協力を得ることで世代間交流が図られ、地域コミュニティの活性化にも寄与しています。今後は地域ぐるみでの子どもたちの見守り体制をより一層充実・発展させる必要があります。
- 児童館は、健全な遊び場・健康増進の場として乳幼児から小学生・中高生に幅広く利用されています。近年の人口増加により児童館利用者が増加していくことが見込まれ、さらに中高生の居場所としてのニーズも高まってきていることから、今後は開館時間の延長や日曜開館など、子育てや中高生の活動など幅広いニーズに応えられる機能の充実が求められています。

課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の取組

(1) 子どもの居場所づくりの推進【計画事業19】

保護者や地域の協力のもと、プレディ設置校を拡大するとともに、学校の実情に応じた弾力的な運用により設置校を拡大していきます。また、学童クラブとプレディ各々が持つ機能を最大限に生かしていきます。

既にプレディを開設している小学校については、今後の参加児童数の推移を見ながら、活動場所の拡充や内容の充実などを行うとともに、サポーター等地域の協力体制の充実を図ります。



将棋教室（プレディ）

(2) 児童館サービスの充実【計画事業20】

児童館の改築等の機会に合わせ、音楽スタジオや体育館・ホールを整備するなど、中高生の活動の場としての機能や設備の充実を図るとともに、開館時間の拡大や日曜開館を実施し、子育て支援サービスの充実などにより幅広いニーズに対応していきます。

事業内容

19 子どもの居場所づくりの推進

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事項	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの居場所「プレディ」の推進 3校 地域の協力体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの居場所「プレディ」の開設 3校 地域の協力体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの居場所「プレディ」の推進 地域の協力体制の充実
事業費	2,451	1,196	1,256

20 児童館サービスの充実

	事業目標	事業計画	
		前期(25～29年度)	後期(30～34年度)
事項	・開館時間の拡大 ・日曜開館	・開館時間の拡大 ・日曜開館	同 左
事業費	—	—	—

ひとり親家庭の自立支援

施策の目的（目指す姿）

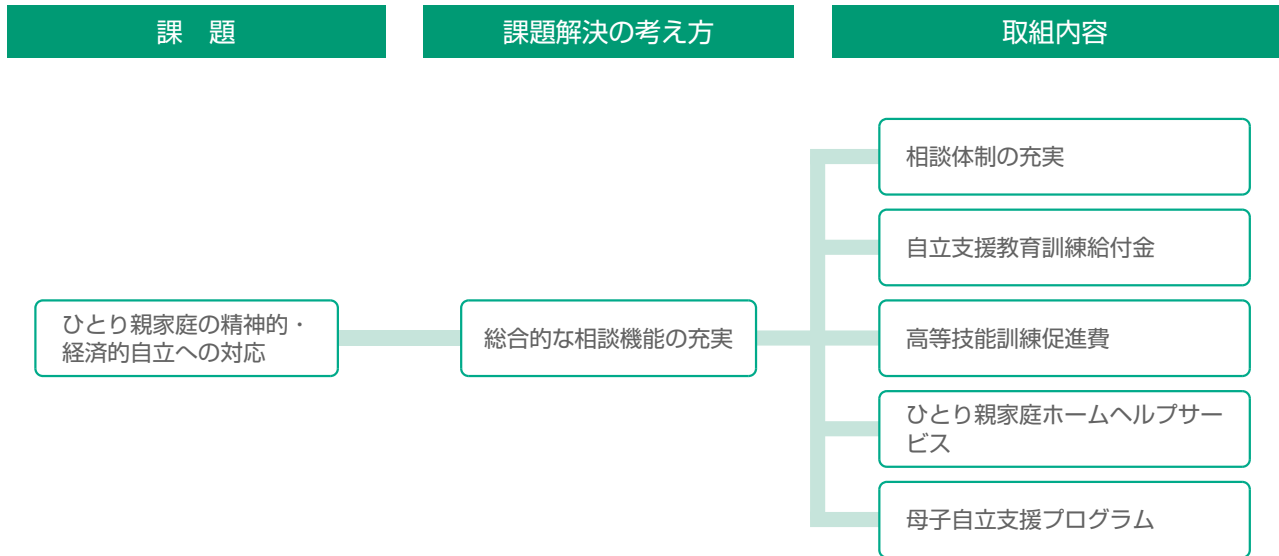
- ひとり親家庭が、就労につながる支援や、身近な地域で相談できる体制のもとに、精神的・経済的に自立し、安心した子育てができています。

現状と課題

- 本区のひとり親家庭は、平成23（2011）年度末で769世帯（児童育成手当受給者）となっており、平成20（2008）年度末から8.8%増と増加傾向にあります。また、「中央区ひとり親家庭実態調査報告書」によると、ひとり親家庭のうち9割以上が母子家庭となっています。わが国の経済・雇用環境は依然として厳しい状況にあり、ひとり親家庭に対しては、就労につながる支援をする必要があります。あわせて、子育てと生計の維持という二重の負担から、生活面や子どもの養育等においてもさまざまな問題を抱えている家庭が多く、日常生活における諸問題について相談を受ける体制を充実させていくことが必要となっています。



課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の実施

(1) 相談体制の充実

自立を目指すひとり親に対し、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる相談機能を充実します。

(2) 自立支援教育訓練給付金

区が指定する教育訓練講座を受講し修了した母子家庭の母に対して、経費の一部を助成し、主体的な能力開発を支援します。

(3) 高等技能訓練促進費

看護師や介護福祉士などの国家資格取得のため2年以上養成機関で修業する母子家庭の母に対して、高等技能訓練促進費を支給することにより、生活の負担軽減を図り、資格取得を支援します。

(4) ひとり親家庭ホームヘルプサービス

義務教育修了前の子どもがいるひとり親家庭に対して、就職活動や急病等のため一時的に家事等の日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣します。

(5) 母子自立支援プログラム

児童扶養手当受給者の経済的自立を図るため、公共職業安定所と連携し、就労支援を行います。



7 福祉のまちづくり

現状と課題

子育て世帯や高齢者、障害のある方など、誰もが安全・安心かつ快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めていくことは、行政の当然の責務です。

国では平成18(2006)年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が制定され、以来、東京都においても「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」「東京都福祉のまちづくり条例」などに基づき、すべての人にとって生活しやすい環境づくりの整備・改善が進められています。

こうした動きを踏まえ、これまで区は、「中央区福祉のまちづくり実施方針2011」に基づき、公共交通事業者などの協力も得ながら、すべての人が快適に生活し、まち歩きを楽しむことができる歩行空間や公共施設の整備などに努めてきました。今後も、引き続き、すべての生活空間でのバリアフリー化を目指し、誰にとっても安全で快適なまちづくりを推進していく必要があります。

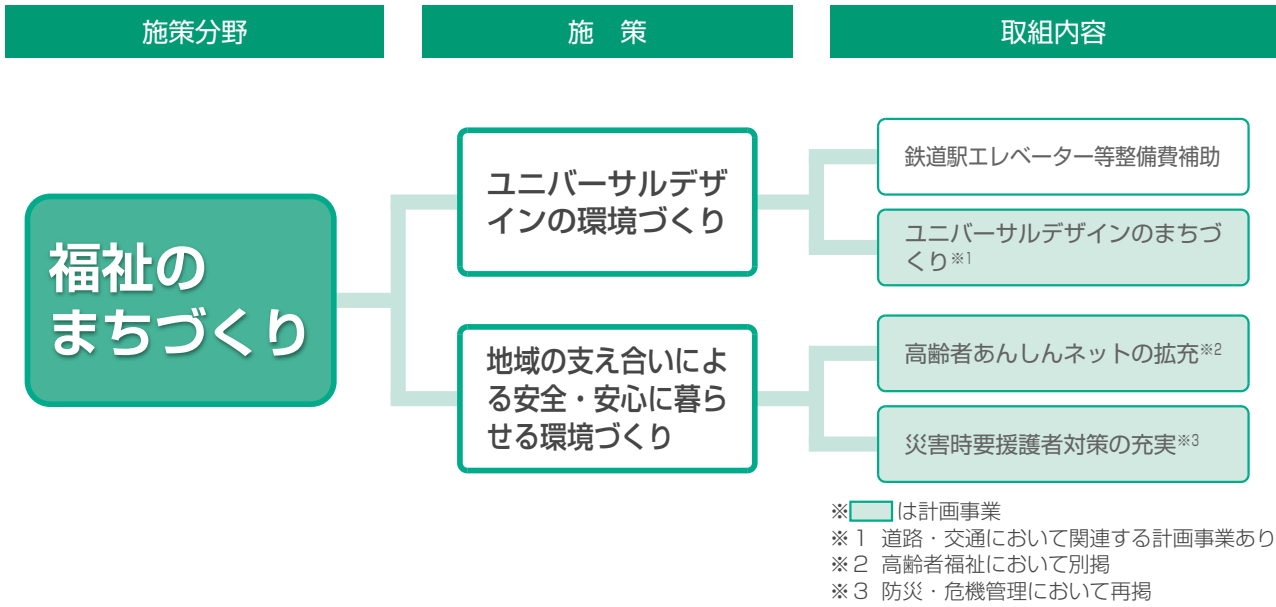
また近年、核家族化が進む中でひとり暮らし高齢者などが増加し、地域のつながりの希薄化もあいまって「孤立死」が社会問題となっています。共同住宅に居住する割合が約88%を占め、転入者が多い本区においては、住民相互で支え合う体制の充実が求められています。

平時の見守りとともに、災害時の支援体制も極めて重要な課題です。東日本大震災の教訓を生かし自らの備えとともに個別支援プランの作成をはじめとした地域による災害時要援護者への支援体制の強化が必要となっています。

今後の方向性

- ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、施設や公共交通のバリアフリー化を図ります。
- 地域での見守りや災害時要援護者対策など、地域の支え合いにより、安全・安心に暮らせる環境の整備を推進します。

施策の体系



7-1

7 福祉のまちづくり

ユニバーサルデザインの環境づくり

施策の目的（目指す姿）

- 施設や公共交通のバリアフリー化を図り、すべての人々が快適にまち歩きのできるまちになっています。

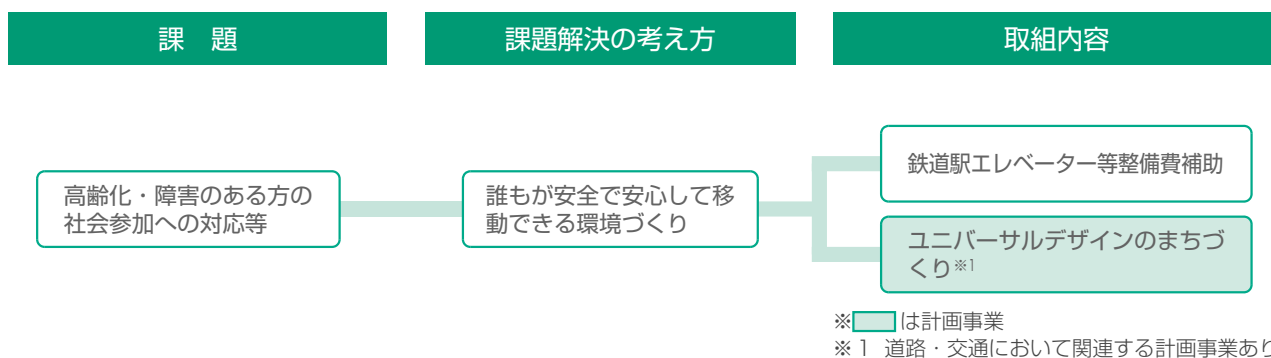
施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
地下鉄駅エレベーターの整備状況	区内の東日本旅客鉄道株式会社地下鉄駅の地下ホーム階から地上階までのエレベーター整備状況	0駅	1駅	3駅

現状と課題

- 本区では、ユニバーサルデザインの理念を取り入れた施設や道路の整備を計画的・効率的に進めています。引き続き、すべての施設や道路のバリアフリー化を目指し整備を進める必要があります。
- 公共交通機関のうち区が促進の役割を担う東日本旅客鉄道株式会社の区内全3駅の地下ホーム階から地下改札階までのエレベーター整備が、平成23(2011)年度までに完了しました。しかし、地下改札階から地上出入口までの区間については、地上出入口設置場所の確保が困難であるため、2駅(総武線新日本橋駅・馬喰町駅)が未着手となっています。今後も公共交通事業者に対し、バリアフリー化を働きかけていくとともに、市街地再開発事業などの地上整備に際し、地下鉄地上出入口設置場所の確保を働きかけていく必要があります。

課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の取組

(1) 鉄道駅エレベーター等整備費補助

東日本旅客鉄道株式会社が地下鉄駅のエレベーターを整備する際に、その経費に対して助成を行います。

(2) ユニバーサルデザインのまちづくり

【計画事業21】

※道路・交通において関連する計画事業あり

「中央区福祉のまちづくり実施方針2011」に基づき、誰もが安全で安心して参加できる社会の環境整備の一環として、移動時の身体の負担を軽減し、利便性および安全性の向上を図るため道路空間のバリアフリー化を行います。



エレベーター整備（京葉線八丁堀駅）

7-2

7 福祉のまちづくり

地域の支え合いによる 安全・安心に暮らせる環境づくり

施策の目的（目指す姿）

- 災害時の備えも十分に行われ、誰もが安全に安心して暮らしています。

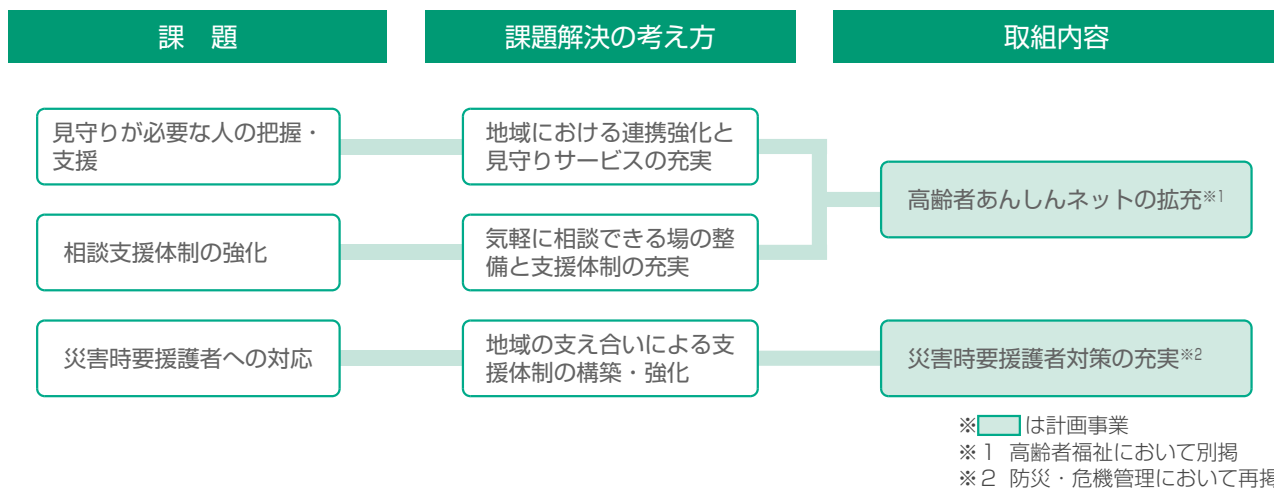
施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
災害時地域たすけあい名簿の登録率	災害時地域たすけあい名簿に登録しているひとり暮らし高齢者や障害者等の割合	54.9%	60.0%	65.0%

現状と課題

- 本区は、ひとり暮らしや共同住宅の居住者が多く、高齢者や障害のある方が安全に安心して住み続けるための、地域住民を主体とした支援体制が求められています。
- 平成23(2011)年3月の東日本大震災を受け、実効的な支援体制構築のためマニュアル整備を進めており、今後は福祉避難所マニュアルの見直しとともに、災害時要援護者の避難誘導についての一人ひとりの個別支援プランの作成を進め、各地域における支援体制を構築・強化していくことが必要となっています。

課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の取組

(1) 高齢者あんしんネットの拡充 ※高齢者福祉において別掲

(2) 災害時要援護者対策の充実【計画事業22】 ※防災・危機管理において別掲

食糧の備蓄や家具転倒防止器具の取り付け等、自助の取組を促進するとともに、災害時要援護者支援体制マニュアルを整備し、地域の支え合いによる支援体制を構築・強化します。

また、災害時地域たすけあい名簿への登録を促すとともに、民生委員や町会・自治会、見守り団体等を通じた状況把握を進めます。

さらに、一般の避難所での受け入れが困難な要介護者や障害のある方を受け入れる福祉避難所の開設・運営に関するマニュアルについて改善を図ります。



福祉避難所の避難訓練（マイホーム新川）

事業内容

22 災害時要援護者対策の充実

(単位：百万円)

事項	事業目標	事業計画	
		前期(25～29年度)	後期(30～34年度)
事項	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者支援体制マニュアルの整備および地域への展開 災害時地域たすけあい名簿の登録促進 福祉避難所の開設・運営マニュアルの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者支援体制マニュアルの整備および地域への展開 災害時地域たすけあい名簿の登録促進 福祉避難所の開設・運営マニュアルの見直し 	同左
事業費	93	49	44

8 男女共同参画

現状と課題

わが国においては、少子高齢化や国内経済の成熟化等、社会経済情勢の急速な変化に対応する上で、男女共同参画社会の実現は緊要な課題であるとの認識のもと、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。また、平成18（2006）年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）、平成19（2007）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の改正を行い、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止やDV被害者の保護命令の拡充など、顕在化する課題への具体的対応が進められてきました。さらに、男女共同参画社会基本法の制定から10年が経過した平成22（2010）年には、「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクションプランとしました。

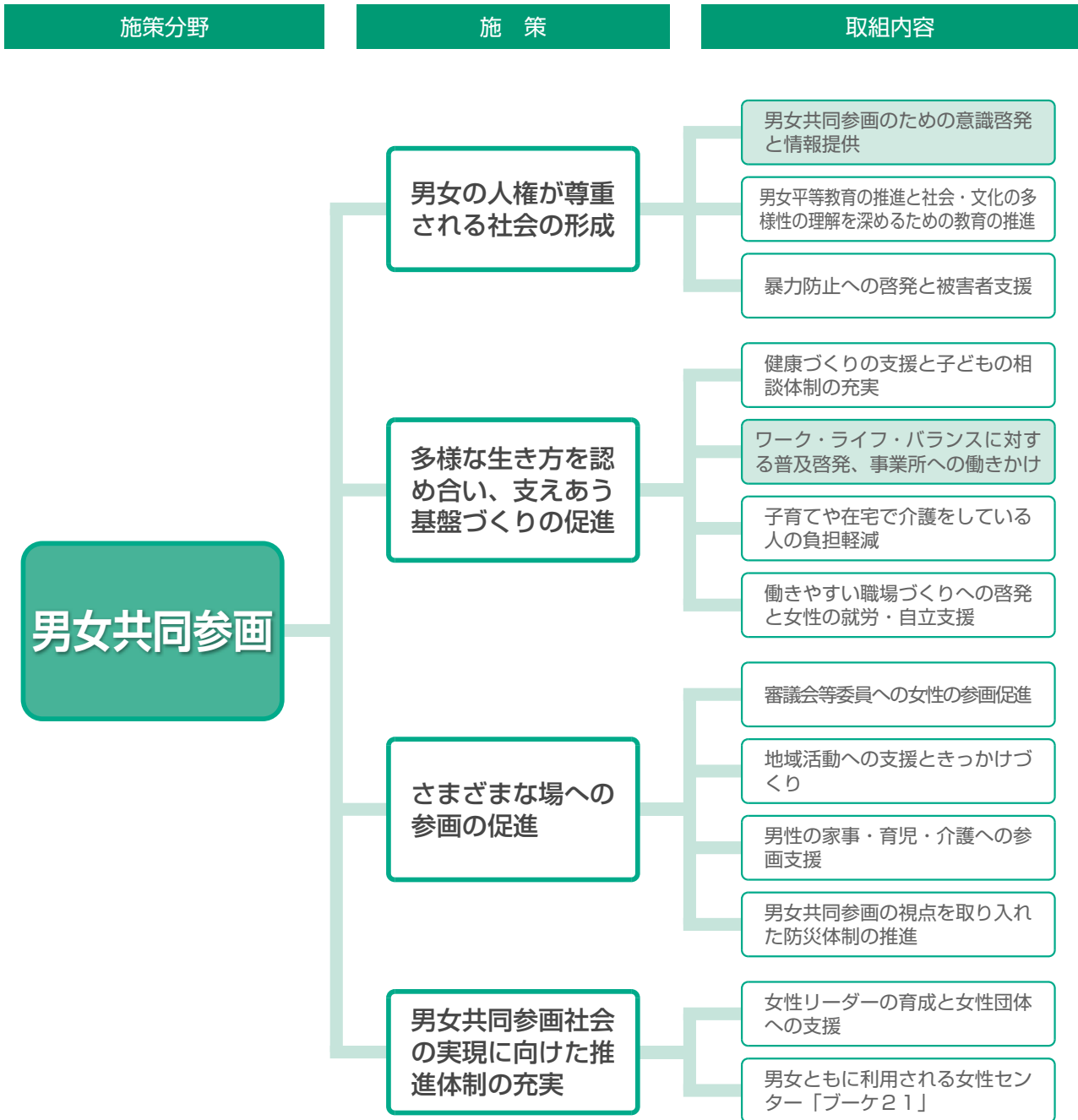
男女共同参画が目指すところは、男女の人権が尊重され、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会、一人ひとりが個性と能力を発揮して多様性に富んだ活力ある社会を創ることにあります。そして、活力ある社会を創るためには、多様な人材の活用、多様な視点の導入などの観点からも女性の参画が必要です。

本区では、人口の増加が続いており、特に30代・40代の働き盛りの世帯、子どものいる世帯が増えています。男は仕事、女は家庭という性別による役割分担から、男女がともに働く「共働き」へと区民のライフスタイルも変化しており、男女ともに仕事と家庭を両立させ、仕事、子育て、介護、地域活動等あらゆる場面で活躍できるようにしていくことが求められています。

今後の方向性

- 男女平等に対する理解を深め、男女の人権が尊重される社会を実現するため、意識啓発と情報提供を進めます。
- 自らの意思で自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択でき、健康で充実した生活を実現できる社会を目指します。
- 男女がともに能力と個性を十分に発揮して、家庭・職場・地域でのさまざまな場面で参画できる社会を目指します。
- 女性センターのさらなる活用を図り、男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の充実を図ります。

施策の体系



※ は計画事業

8-1

8 男女共同参画

男女の人権が尊重される社会の形成

施策の目的（目指す姿）

- 男女平等のための意識づくりや男女平等を阻む暴力防止への取組等により男女平等意識を高め、一人ひとりの人権と個性が尊重される社会になっています。

施策の達成状況の目標となる指標

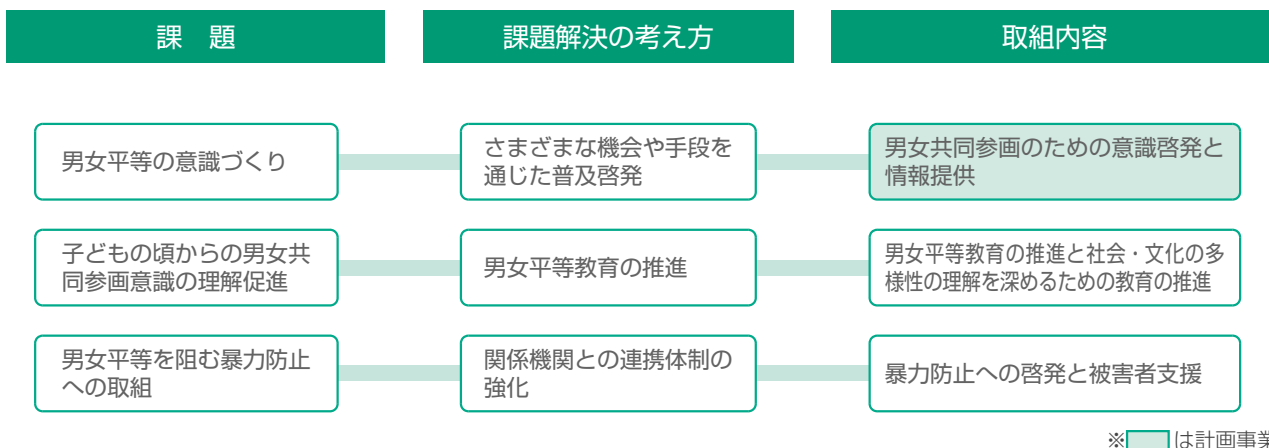
指標名	内 容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
男女の平等感	区民意識調査において男女が「平等になっている」と回答した方の割合	22.9%	28.0%	33.0%

※現状値は、平成24（2012）年度に実施した区民意識調査の結果を活用しています。

現状と課題

- 固定的な性別役割分担意識は変わりつつあるものの、いまだ根強く残っている状況もみられます。そのため、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた社会制度・慣行の見直しが求められています。
- 子どもたちが固定的な観念にとらわれずに、自らの多様な可能性を伸ばすことができる環境を整えていく必要があります。そのためには、自ら考え判断し、その解決に向けて立ち向かっていく「生きる力」をはぐくむとともに、さまざまな機会を捉えて男女共同参画への理解を促進することが必要です。
- 暴力の被害者は多くの場合、女性であり、経済的自立が困難なことから暴力を受忍せざるを得ない状況に置かれることがあります。被害者が相談しやすい体制づくりや関係機関の連携を密にして被害者支援に取り組む必要があります。

課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の実施

(1) 男女共同参画のための意識啓発と情報提供【計画事業23】

区民や事業所に向けて、男女共同参画情報誌「Bouquet（ブーケ）」やホームページ等を活用して男女共同参画に関する情報提供を図るとともに、学習の機会拡充により男女共同参画の意識啓発を進めます。



情報誌「ブーケ」

(2) 男女平等教育の推進と社会・文化の多様性の理解を深めるための教育の推進

学校における道徳や総合的な学習の時間など、さまざまな機会を捉えて男女平等教育に取り組むとともに、さまざまな人と接し、多様な社会・文化を経験する機会を作ります。

(3) 暴力防止への啓発と被害者支援

区民や事業所等に対して、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止に関する啓発、情報提供を行います。

また、より相談しやすい体制づくりを進めるとともに、関係機関との連携体制を強化し、被害者の保護と自立支援に取り組めます。

事業内容

23 男女共同参画のための意識啓発と情報提供

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事項	<ul style="list-style-type: none"> 講座・講演会の充実 啓発パンフレットの発行 男女共同参画情報誌の発行 ホームページの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 講座・講演会の充実 啓発パンフレットの発行 男女共同参画情報誌の発行 ホームページの活用 	同左
事業費	77	39	39

8-2

8 男女共同参画

多様な生き方を認め合い、 支えあう基盤づくりの促進

施策の目的（目指す姿）

- すべての区民が性別にとらわれることなく、自らの意思で自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択でき、充実した生活を送ることができる社会になっています。

施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
ワーク・ライフ・バランスの望ましい姿、現在の状況	区民意識調査において、現状が「仕事と生活を同じように両立させている」を選択した人の割合	19.1%	19.5%	20.0%

※現状値は、平成24（2012）年度に実施した区民意識調査の結果を活用しています。

現状と課題

- 性・年代別のニーズに応じた健康づくりを支援する必要があります。特に、妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目であり、安心して子どもを産み、育てることができるように支援する必要があります。
- 仕事と生活の調和は、家族が安心して暮らしていくために重要です。企業に理解を求めるとともに、女性も男性も働きやすい職場づくりに取り組む企業を支援していく必要があります。
- 働く女性・男性にとって仕事と家庭の両立、特に子育て・介護が大きな課題になっています。男女がともに仕事や社会参加と家事・育児・介護との両立が図られるよう支援する必要があります。
- 就労意欲のある女性が働き続けることを可能にするため、働きやすい職場づくり、女性の能力発揮に向けた就労支援などに取り組む必要があります。特にひとり親世帯などは、就労し自立できるようにきめ細やかな支援を行う必要があります。

課題解決の考え方と取組内容

課 題	課題解決の考え方	取組内容
生涯にわたる健康支援	ライフステージにあわせた健康づくりの支援	健康づくりの支援と子どもの相談体制の充実
仕事と生活の調和に向けた支援	女性や男性も働きやすい職場づくり	ワーク・ライフ・バランスに対する普及啓発、事業所への働きかけ
子育てや介護に対する支援	保育・介護サービスの充実と男性の参画の促進	子育てや在宅で介護をしている人の負担軽減
女性の就労・生活支援	女性の就労支援とひとり親等への支援	働きやすい職場づくりへの啓発と女性の就労・自立支援

※ は計画事業

課題解決に向けた区の取組

(1) 健康づくりの支援と子どもの相談体制の充実

妊娠・出産期においては、健康診査や相談などの充実を図り、妊娠・出産、子育てに関する母親の不安・悩みの解決を支援します。成人期・高齢期においては、運動する機会の提供、健康診査・がん検診などの充実を図ります。

また、学齢期の子どもや保護者を対象とした各種相談の充実を図り、子どもの健やかな発達を支援します。

(2) ワーク・ライフ・バランスに対する普及啓発、事業所への働きかけ【計画事業24】

区民が、仕事と生活の調和のとれた生活を送ることを支援するために、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発や、仕事や生活の中で実践するために役立つ情報などを提供します。

また、事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供やコンサルタントを派遣するなど女性も男性も働きやすい職場づくりの見直しに向けて、より一層の働きかけを行います。



ワーク・ライフ・バランスのシンポジウム

(3) 子育てや在宅で介護をしている人の負担軽減

ニーズに合わせて多様な保育サービスを充実させるとともに、子育てをしている人の社会参加を支援する事業の充実を図ります。

また、介護をしている人が安心して介護を続けられるように介護サービスの充実を図ります。

(4) 働きやすい職場づくりへの啓発と女性の就労・自立支援

子育て・介護をしながら働く人への配慮など、女性も男性も働きやすい職場づくりに役立つ情報提供を図ります。また、子育て等で仕事を中断した女性の再就労に役立つ学習機会や情報の提供、女性の能力発揮に向けた就労支援の充実を図ります。

さらに、単身世帯やひとり親家庭などが生活・経済上困難な状況を抱えている場合には、自立できるように就労・生活支援を行います。

事業内容

24 ワーク・ライフ・バランスに対する普及啓発、事業所への働きかけ

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期(25～29年度)	後期(30～34年度)
事項	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会等の開催 ・啓発パンフレットの発行 ・企業に対するコンサルタント派遣の実施 ・推進企業の認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会等の開催 ・啓発パンフレットの発行 ・企業に対するコンサルタント派遣の実施 ・推進企業の認定 	同 左
事業費	45	23	23

さまざまな場への参画の促進

施策の目的（目指す姿）

- 政策・方針決定過程への女性の参画促進、地域への参画、生活の場における男性の参画支援等を進め、生涯にわたって男女がともに能力と個性を十分に発揮して、さまざまな場面でいきいきと活躍できる社会になっています。

施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
審議会等における女性委員の割合	区の条例や要綱等で設置される付属機関や審議会等	26.5%	30.0%	35.0%

※現状値は、平成24（2012）年度の数値となっています。

現状と課題

- 女性が社会の構成員の半分を占める中、政策・方針決定過程における女性の参画を推進することが大切です。特に、女性の参画が少ない分野では、積極的に女性の参画を促進する必要があります。
- 人間関係の希薄化や単身世帯の増加等がみられる中で、地域社会の活力を高めていくためには、区民が知識や経験を生かして地域のさまざまな活動に参画し、暮らしやすいまちづくりに取り組むことを支援する必要があります。
- 男性自身が仕事と生活の調和のとれた人生を送る上で、また、女性の社会参画を支援する上で、男性の家事・育児・介護への参画を進める必要があります。
- 災害時に男女のニーズの違いに応じた対応ができるように、方針決定過程から女性の参画を拡大し、女性の視点を取り入れた防災体制を整備する必要があります。

課題解決の考え方と取組内容

課 題	課題解決の考え方	取組内容
政策・方針決定過程への女性の参画促進	女性の意見を施策に反映する機会の充実	審議会等委員への女性の参画促進
地域活動への参画促進	地域活動に参画するための環境整備	地域活動への支援ときっかけづくり
生活の場における男性の参画支援	男性の仕事と生活の調和に向けた取組の推進	男性の家事・育児・介護への参画支援
男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進	地域防災に関する方針決定過程からの女性の参画の推進	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進

課題解決に向けた区の実践

(1) 審議会等委員への女性の参画促進

区の審議会等における女性の参画の拡大や、区政モニター制度などにより、男女区民の意見を施策に反映する機会の充実を図ります。また、区の女性職員が能力を発揮し、さまざまな分野で活躍することを支援するとともに、管理監督職における女性の積極的な登用を進めます。

(2) 地域活動への支援ときっかけづくり

団体等に対し、活動の場の提供、自主的な学習活動の支援を図ります。また、地域活動に関する情報や仲間づくりの場を提供し、地域活動へ参画するきっかけづくりを行います。

(3) 男性の家事・育児・介護への参画支援

男性が家事・子育て・介護の担い手として参画するきっかけづくりや力を発揮できるよう意識啓発を図るとともに、講座等を充実します。

(4) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進

防災に関する政策・方針決定の場での女性の参画を拡大するとともに、女性の視点を取り入れた避難所の運営や必要な物資の選定など防災体制の整備を図ります。



パパと子どものお菓子教室

男女共同参画社会の 実現に向けた推進体制の充実

施策の目的（目指す姿）

- 地域の活動で中心的な役割を果たす女性の人材育成、グループ・団体の育成、女性センター「ブーケ21」を拠点とした取組の充実などにより、男女共同参画社会の実現に向けた体制が整っています。

施策の達成状況の目標となる指標

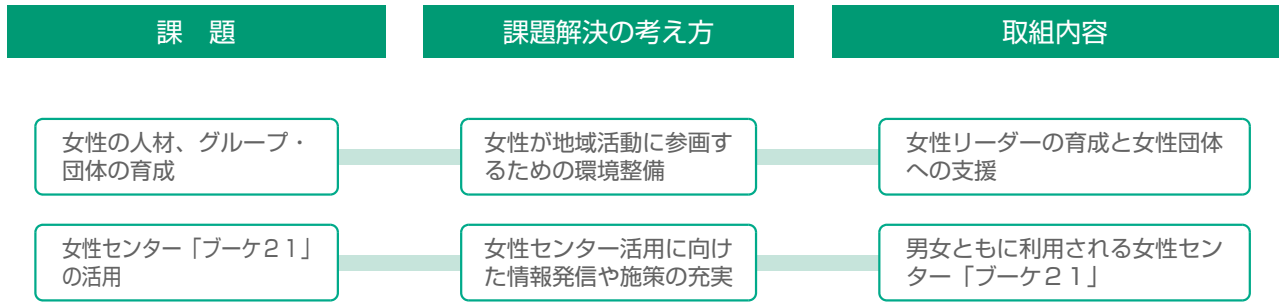
指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
女性センター「ブーケ21」の認知度	施設や活動内容を知っていると答えた人の割合	53.2%	65.0%	80.0%

※現状値は、平成24（2012）年度に実施した区民意識調査の結果を活用しています。

現状と課題

- 地域社会の活力を高めていくため、地域での人間関係が豊かな女性が、より積極的に地域活動に参加し、中心的な役割を果たせるよう、女性の人材、グループ・団体の育成を図り、リーダーとして活躍できるように支援する必要があります。
- 男女共同参画社会の実現には、男性の理解も欠かせないことから、男性に対しても、また地域のさまざまな団体に対しても、女性センター「ブーケ21」の利用を積極的に働きかけ、男女共同参画の意識啓発を図っていく必要があります。

課題解決の考え方と取組内容



課題解決に向けた区の実践

(1) 女性リーダーの育成と女性団体への支援

地域活動でリーダーシップを発揮できる女性の人材育成を図ります。また、女性センター「ブーケ21」を拠点として、地域で活動する団体を支援します。

(2) 男女ともに利用される女性センター「ブーケ21」

男女共同参画社会づくりの拠点として、女性も男性も、すべての区民から利用される施設とするため、女性センター「ブーケ21」の利用促進を図るとともに、講座などの事業を充実します。



ブーケ祭り（団体の活動内容の展示）

総論編

各論編 第1節
思いやりのある
安心できるまちをめざして

各論編 第2節
しあわせのまち
安心して快適なまちをめざして

各論編 第3節
にぎわいとあふれるまち
躍動するまちをめざして

